

平成 30 年度 東京都入札監視委員会
第 2 回 第二監視部会

- 日時：平成 30 年 10 月 12 日（金） 午後 0 時 10 分から
- 会場：東京都庁第二本庁舎 3 1 階 特別会議室 2 2

○ 次 第

- 1 開会
- 2 出席者及び定足数の確認
- 3 審議対象事案の説明
- 4 審議
妙見島防潮堤建設工事(その 1 4 - 3)
- 5 閉会

平成 30 年度 東京都入札監視委員会 第 2 回第二監視部会

出席者

部会構成員

(五十音順・敬称略)

部会長	日本大学総合科学研究所教授	有 川 博
委員	(元) 会計検査院官房審議官	飯 塚 正 史
委員	公認会計士	片 桐 春 美

都側職員

財務局 経理部 契約調整担当課長	吉 川 健 太 郎
財務局 経理部 契約調整技術担当課長	岡 村 忠 祐
財務局 経理部 電子調達担当課長	荒 山 英 之
財務局 経理部 契約第一課長	小 出 真 志
財務局 経理部 契約第二課長	永 島 勝 明
財務局 経理部 検収課長	三 浦 大 助

説明局

建設局 河川部 改修課長	吉 原 信 貴
建設局 河川部 改修課 課長代理 (治水担当)	山 本 彰
建設局 総務部 用度課長	大 野 貴 史

平成30年度 東京都入札監視委員会
第2回 第二監視部会 資料一覧

1 審議

議案1 (工事件名)

妙見島防潮堤建設工事(その14-3)

(議案1)

東京都入札監視委員会定例審議（議案）

開 催 日	平成30年10月12日（金）	議案番号	
所 管 部 署	東京都建設局		
施 工 業 種	河川工事	等 級	A
件 名	妙見島防潮堤建設工事（その14-3）		
場 所	東京都江戸川区東葛西三丁目地内		
概 要	別紙のとおり		
工 期	契約確定の日から平成31年6月10日まで （ただし、船舶施設工については平成30年8月31日まで）		
契 約 者	森本・東建設共同企業体		
契 約 金 額	契約時： 849,420,000円 変更後： 855,453,960円（第1回） 879,175,080円（第2回） 1,002,487,320円（第3回）		

契 約 方 式	一般競争入札
応 募（指 名）者	別紙「一般競争入札参加資格確認委員会議案」のとおり（全1者）
入札参加（指名）者	別紙入札経過調書のとおり（全1者）
入札経過（結果）	別紙入札経過調書のとおり（全1者）
施 工 状 況	施工中

（ 備 考 ）

○添付資料

- 1 工事概要（案内図含む）
- 2 工事発注予定表及び入札参加条件
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書
- 4 一般競争入札参加資格確認委員会 議案
- 5 一般競争入札参加資格確認結果通知書
- 6 入札経過調書
- 7 工事請負契約書（表紙）
- 8 契約内容変更決定通知書及び承諾書
- 9 東京都技術実績評価型総合評価方式 公表事項・落札者決定基準
- 10 東京都技術実績評価型総合評価方式試行要綱
- 11 建設局技術実績評価型総合評価方式試行実施要領
- 12 契約内容の変更について
- 13 平成27年度、平成28年度発注時入札経過調書
- 14 妙見島防潮堤建設事業の経緯について
- 15 主要な附帯工事の内容について
- 16 附帯工事等の考え方について

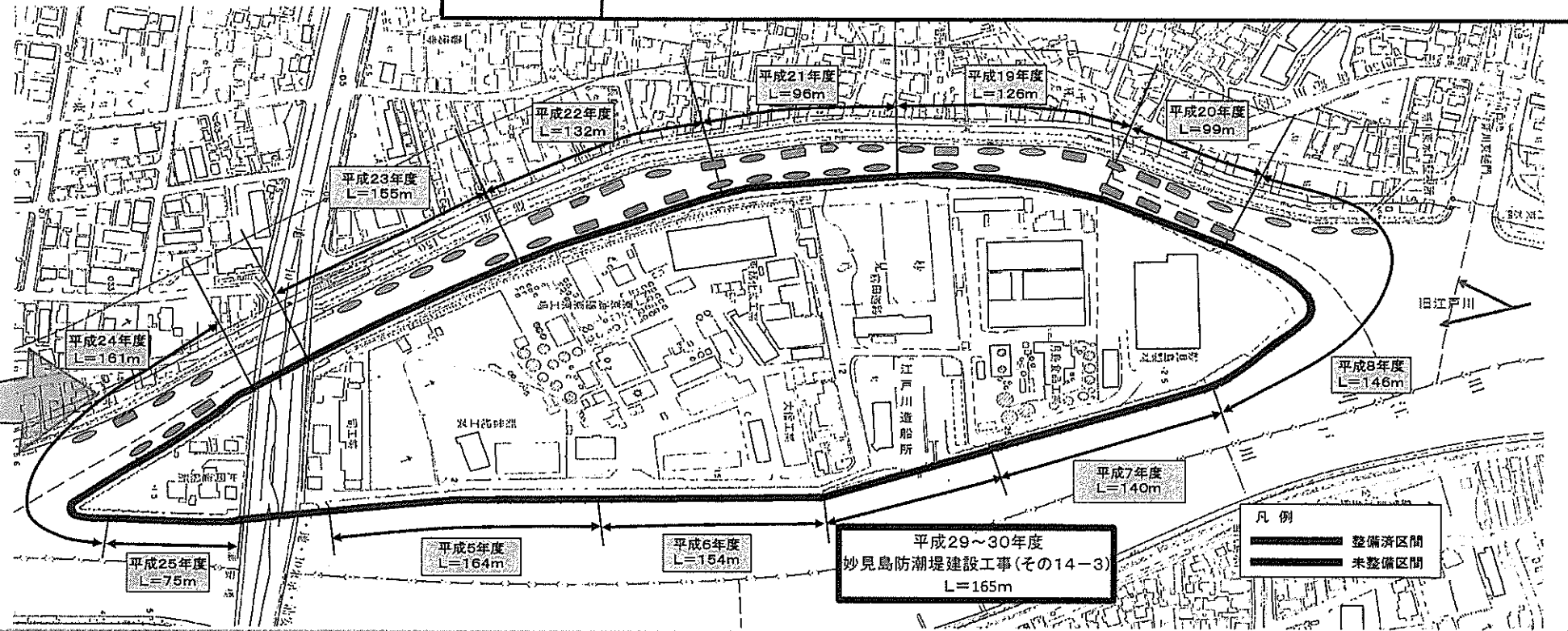
妙見島防潮堤建設工事（その14-3）

案内図

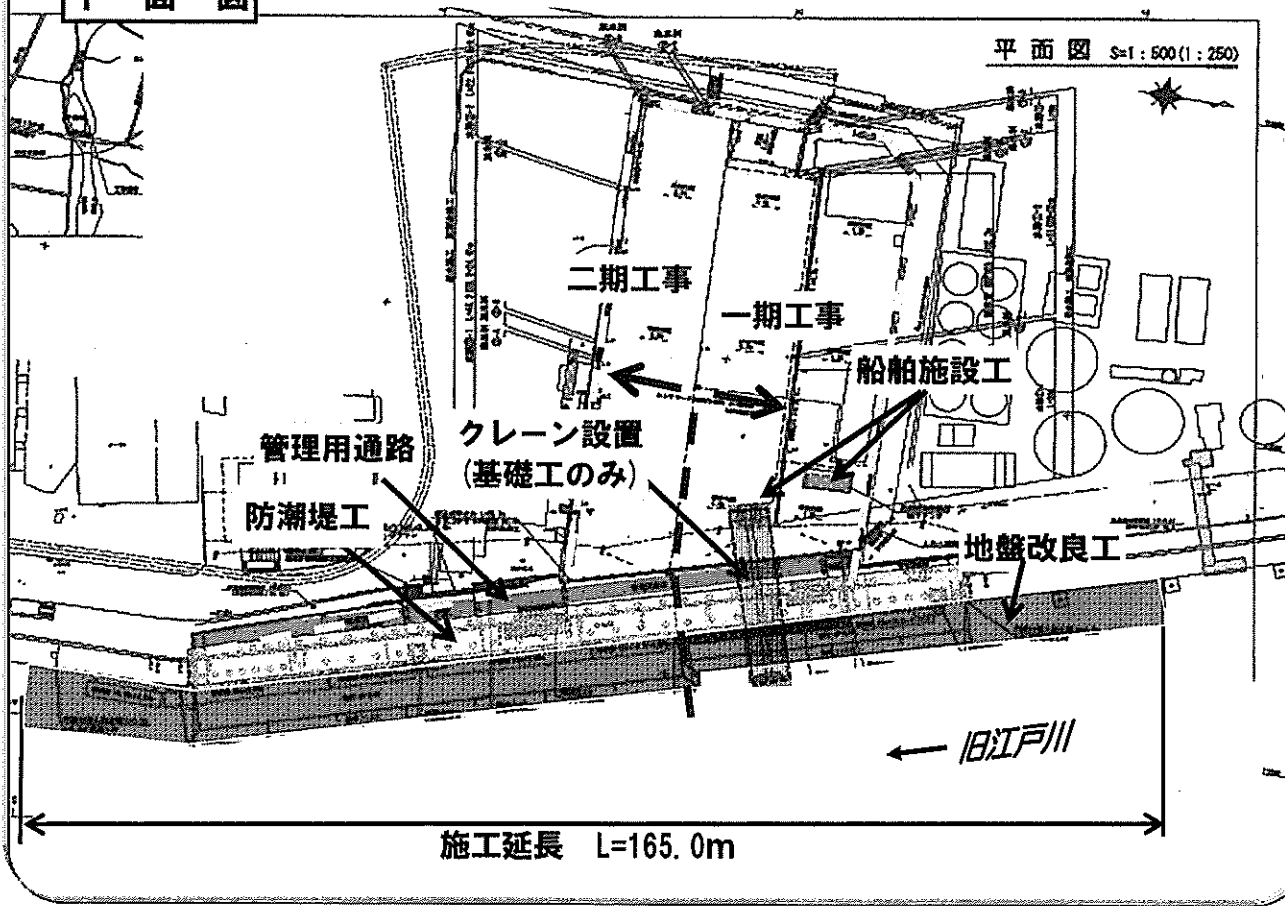


事業目的

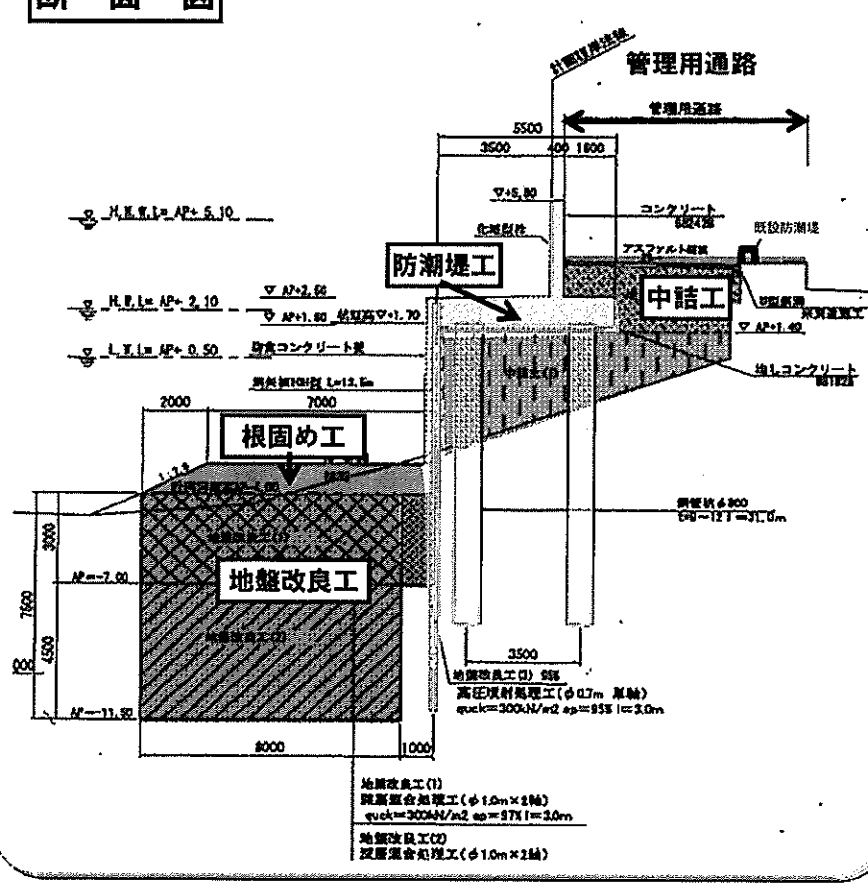
- ・計画規模の高潮に対応するための防潮堤建設
- ・将来にわたって考えられる最大級の地震に対応するための耐震対策



平面図



断面図



工 事 名	妙見島防潮堤建設工事（その14-3）		
工 事 場 所	東京都江戸川区東葛西三丁目地内		
最終契約額	¥1,002,487,320		
既 定 工 期	契約確定の日～平成31年6月10日 (ただし、船舶施設工については平成30年8月31日まで)		
契 約 者	森本・東建設共同企業体		
概要	施工延長	L=165m	
	河川土工		
	水中掘削工	3,033 m3	
	土砂運搬工	2,850 m3	
	中詰工	3,550 m3	
	地盤改良工		
	深層混合処理工 (φ1,000 L=3.0m~13.1m)	936 本	
	高圧噴射攪拌工 (φ700 L=3.0m)	608 本	
	防潮堤工		
	防潮堤	112 m	
	防潮堤基礎工		
	鋼管杭打込工 (φ800~900 L=31.0~32.0m)	61 本	
	鋼矢板圧入工 (10H型 L=15.0m)	125 枚	
	タイロッド設置工 (φ42 L=2.5~5.0m)	36 組	
	笠コンクリート工	112 m	
	根固め工		
	捨石工	1,200 m3	
	船舶施設工		
	クレーン基礎設置工	1 基	
	給油取扱施設設置工	1 基	
	浮桟橋等設置工	1 基	
	付帯工	1 式	
	撤去工	1 式	
	雑工	1 式	
	仮設工	1 式	
	処分工	1 式	

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年5月22日

東京都知事 小池 百合子

1 競争入札に付する事項

(1) 工事件名 妙見島防潮堤建設工事(その14-3)

(2) 業種、履行場所、概要、履行期間、契約方法、予定価格(税込)及びその他事項

東京都電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)の入札情報サービスに掲載された発注予定表及び添付ファイル「入札参加条件」のとおりに

(3) 本案件は電子入札対象案件であるので、入札に係る手続は電子調達システムにより行うこと。電子入札の運用は、東京都が定めた東京都電子入札等運用基準(建設工事等)(平成17年2月1日付16財経一第2768号)による。

(4) 本案件は、最低制限価格制度の対象案件である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

電子調達システムの入札情報サービスに掲載された添付ファイル「入札参加条件」に記載のとおりに

3 競争入札参加資格確認申請

電子調達システムの入札情報サービスに掲載された発注予定表及び添付ファイル「入札参加条件」に記載のとおりに

4 契約条項等に関する事項

(1) 契約条項を次のとおり縦覧に供する。

ア 期間 公告の日から平成29年6月2日(金)までの東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第

10号)第1条第1項に規定する東京都の休日を除く
毎日、午前9時から午後4時まで

イ 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第
一本庁舎15階南側 東京都財務局経理部契約第一課
担当 笠原 電話 03-5388-2624(ダイヤルイン)

(2) 3の結果、この入札に参加する資格があると確認さ
れた者については、一般競争入札参加資格確認結果通
知日から平成29年7月6日(木)までの間、図面及び仕
様書を貸与する。

5 入札手続等

(1) 入札書の提出及び入札期間 入札書の提出は、一般
競争入札参加資格確認結果通知日から平成29年7月5
日(水)までの土曜日を除く毎日、午前8時から午後9
時まで(ただし、最終日は午後4時まで)に、電子調達
システムにより行うこと。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時、平成29年7月6日(木) 午前9時30分

イ 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第
一本庁舎北側4階、第2入札室

(3) 入札に際しては、東京都が定めた〔電子入札用〕工
事請負等競争入札等参加者心得(その2)(平成17年2
月1日付16財経一第2771号。以下「入札心得」という。)
の内容をよく確認すること。

(4) 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制
限価格以上の価格をもって入札し、本案件の技術実績
評価型総合評価方式(試行)公表事項に定める総合評価
の方法によって得られた評価値の最も高い者で、積算
内訳書の記載内容の確認を受けた者を落札者とする。

(5) 次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札について不正の行為があったとき。

イ 虚偽の申請を行った者のした入札

ウ 積算内訳書をあらかじめ作成していない者又は東京都が提出を求めた際提出しない者のした入札

エ その他、入札心得に違反したとき。

(6) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 入札に参加する資格があると確認された者は、その見積もった金額の100分の3以上の入札保証金を入札前までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイの場合については、入札保証金の納付を免除する。

ア 入札に参加する者が、保険会社との間に東京都を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札前にその保険契約に係る保険証券を東京都に提出したとき。

イ 一般競争入札参加資格確認結果通知書において、入札保証金の納付を要しないものとされたとき。

(8) 入札において落札者とされた者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、次のアからイまでのいずれかの場合については、契約保証金の納付を免除する。

ア 落札者とされた者が、保険会社との間に東京都を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、契約締結前にその保険契約に係る保険証券を東京都に提出したとき。

イ 落札者とされた者が、公共工事の前払金保証事業

に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社との間に、東京都を被保証者とする保証契約を締結し、契約締結前にその保証契約に係る保証証書を東京都に提出したとき。

ウ 一般競争入札参加資格確認結果通知書において、契約保証金の納付を要しないものとされたとき。

(9) この入札における競争入札参加資格の確認その他の手続に関しては、東京都入札監視委員会運営要領(平成14年3月19日付13財経総第1719号)により、契約事務担当者(連絡先:東京都財務局経理部契約第一課 電話 03-5388-2621(ダイヤルイン))に対して苦情を申し立てることができる。

6. その他

(1) 詳細は、電子調達システムの入札情報サービスに掲載する。

(2) この公告に定めた書類の作成等に要する費用は、申請する者の負担とする。

また、申請のために提出された書類は返却しない。

(3) この契約事務の担当部署 4(1)に同じ。

発注予定表

項目	項目内容		
契約番号	29-00066		
業種	業種	0300:河川工事	
	希望受付業種 1	0300:河川工事	
	希望受付業種 2		
	希望受付業種 3		
件名	【電子】妙見島防潮堤建設工事(その14-3)		
履行場所	東京都江戸川区東葛西三丁目地内		
概要	別紙「発注予定表 概要」のとおり		
履行期間	契約確定の日から平成31年2月28日まで(ただし、船舶施設工については平成30年4月27日まで)		
契約方法	一般競争入札(技術実績評価型総合評価方式)		
予定価格 (税込)	849,468,600円		
発注等級	A		
受付等級	A, JV		
その他	契約後VE対象、建設リサイクル法対象、ISO9001試行工事		
入札説明会 開催日時			
入札説明会 開催場所			
公報登載日			
開札予定日時	平成29年 7月 6日 9時30分		
希望申請期間	平成29年 5月29日 9時00分から平成29年 6月 2日 16時00分まで		
希望申請場所	東京都電子調達システムの「電子入札」により希望申請すること。		
希望申請要件 1	添付ファイル「入札参加条件」を参照		
希望申請要件 2			
希望申請要件 3			
希望申請要件 4			
希望申請要件 5			
希望申請要件 6			
希望備考	受付時間は、8時00分から21時00分まで(ただし、初日は9時00分から。希望申込(申請)期間最終日は16時00分まで)		
担当局部課	財務局経理部契約第一課		
担当者	土木担当		
連絡先	03-5388-2624 内線番号: 26-165		
発注予定備考	別紙「発注予定表 発注予定備考」のとおり		

発注予定表 概要

施工延長 L=165m
河川工事
水中掘削工 3,033m³、土砂運搬工(しゅんせつ土砂) 2,850m³、中詰工 3,550m³
地盤改良工
深層混合処理工(φ1,000 L=3.0m~13.1m) 936本、高圧噴射処理工(φ700 L=3.0m) 608本
防潮堤工 防潮堤工 112m
防潮堤基礎工
鋼管杭打込工(φ800~900 L=31.0m~32.0m) 61本、鋼矢板圧入工(10F型 L=15.0m) 125枚、タイロッド設置工(φ42 L=2.5m~5.0m) 39組、笠コンクリート工 112m
根固め工 捨石工 1,200m³
船舶施設工 クレーン基礎設置工 1基、給油取扱施設設置工 1基、浮棧橋等設置工 1基
付帯工 一式 撤去工 一式 雑工 一式 仮設工 一式 処分工 一式

発注予定表 発注予定備考

- 本件は、技術実績評価型総合評価方式(試行)案件なので、添付ファイル「東京都技術実績評価型総合評価方式(試行)公表事項」(以下「公表事項」という。)をよく参照の上、申し込むこと。
- 公表事項に定める「過去の工事成績評定」申告書(様式1)については、電子調達システムに必要事項を入力すること(ファイル添付は不要)。
- 最低制限価格は平成28年6月1日改正の基準で算定し、予定価格の7/10以上で設定する。詳細は、「最低制限価格及び調査基準価格の算定基準の改正について」のとおり。
- 契約制度に掲載されている「工事請負等競争入札等参加者心得」を確認すること。
- 本件は労働条件等に関する特別調査の対象案件である。調査対象工事に選定された場合は調査へ協力すること。詳細は別添「『低入札価格調査対象工事に関する特別調査』の対象拡大について」のとおり。
- 下請契約を締結する時は、法定福利費を別枠表記した見積書を徴取し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めること。また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めること。(受注者の責務について(公共工事の品質確保の促進に関する法律第8条))
- 本工事は、「週休2日制確保モデル」の試行対象案件である。
- 資格確認通知予定日⇒平成29年6月14日
- 起工部署 建設局

入札参加条件


契約番号	29-00066			
業種	河川工事			
件名	妙見島防潮堤建設工事(その14-3)			
その他の事項	電子入札対象	<input checked="" type="checkbox"/>	建設リサイクル法対象	<input checked="" type="checkbox"/>
	低入札価格制度対象	<input type="checkbox"/>	IS09001 試行工事	<input checked="" type="checkbox"/>
	契約後VE対象	<input checked="" type="checkbox"/>		
総合評価方式	技術実績評価型総合評価方式(試行)案件			
形態	2者構成による建設共同企業体			
第1順位構成員となる者の要件	① 平成29・30年度東京都建設工事等競争入札参加資格において、業種03・河川工事に格付されていること。 ② 当該業種の格付がA等級の大企業者であること。 ③ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に基づく特定建設業の許可を受けていること。 ④ 東京都と契約する営業所(本店を含む。)が都内にあること。			
第2順位構成員となる者の要件	① 平成29・30年度東京都建設工事等競争入札参加資格において、業種03 河川工事に格付されていること。 ② 当該業種の格付がA等級の中小企業者、B等級の中小企業者又は次の条件のいずれかを満たすC等級の中小企業者であること。 ・官公庁発注の当該業種工事の最高完成工事経歴※：84,947千円以上 ・民間事業者発注の当該業種工事の最高完成工事経歴※：169,894千円以上 ③ 本店が都内にあり、かつ、東京都と契約する営業所(本店を含む。)の所在地が23区内にあること。 ④ 業種07 建築工事の格付が当該業種の格付より2格以上上でないこと。			
JVの要件	企業体の構成順位は、格付順位の順で構成されていること(逆転不可)。			
出資割合	第1順位 70%、第2順位 30%			
この入札に参加できない者	入札参加禁止中	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づき、東京都が行う競争入札への参加を禁止されている者		
	指名停止中	東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号)に基づく指名停止期間中の者		
	経営不振の状態にある者	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等の経営不振の状態にある者。ただし、東京都が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。		
	排除措置中	東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)第5条第1項の規定による排除措置期間中の者		
	落札直後の者	平成29年5月14日から同年6月13日までの間に予定価格9億円未満の東京都財務局経理部契約第一課土木担当発注の工事(以下「他案件」という。)を落札した者。ただし、その落札した案件を関連事業者として落札した者を除く。		
	2週連続希望している者	この入札の希望申込期間の前週及び前々週に2週連続で他案件への資格確認申請又は希望申込みを行っている者。ただし、前週又は前々週に資格確認申請又は希望申込みした他案件の関連事業者を除く。		
	同一週2案件の申込	この入札の希望申込み期間と同一の期間に他案件への資格確認申請又は希望申込みをしている者		
関係する会社	入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者(東京都建設工事等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」に当たる者)			

<p>配置予定技術者</p>	<p>《第1順位構成員を含む構成員全者が対象》 【配置予定技術者の条件】 ① 営業所専任技術者でないこと ② 当該工事案件の開札日において他の工事に従事していないこと</p> <p>【配置予定技術者に関する提出資料】 配置予定技術者に関する書類を希望申込時に添付ファイルにより提出すること(これにより難しい場合は、郵送又は持参すること(締切日必着))。 ・ 監理技術者を専任する場合 → 監理技術者資格者証の両面の写し及び過去5年以内に監理技術者講習を修了したことが分かる書類の写し ・ 主任技術者を専任する場合 → 雇用関係を確認できる書類の写し及び工事業種に対応する資格証の写し又は実務経験に係る書類</p> <p>【第1順位構成員の配置予定技術者の変更】 希望申請受付終了後に第1順位構成員の配置予定技術者を変更する場合には、次の書類を入札締切日の午後4時まで提出すること。 ① 「工事希望票兼予定監理技術者等調書(入札情報サービスの契約制度よりダウンロード可能)」 ② 監理技術者資格者証の両面の写し及び過去5年以内に監理技術者講習を修了したことが分かる書類の写し ③ 「配置予定技術者の保有する資格」申告書(様式4)及び根拠資料※ ④ 「配置予定技術者の同種工事等の実績」申告書(様式4)及び根拠資料※ ⑤ 「配置予定技術者の優良工事の実績」申告書(様式4)及び根拠資料※ (※③、④及び⑤の詳細は別添「東京都技術実績評価型総合評価方式(試行)公表事項」参照) なお、変更後の配置予定技術者の保有する資格・実績点の合計が当初の配置予定技術者の保有する資格・実績点の合計以上であることが上記資料で確認できない場合には、配置予定技術者の変更はできないため注意すること。</p> <p>【第2順位構成員の配置予定技術者の変更】 希望申請受付終了後に第2順位構成員の配置予定技術者を変更する場合には、次の書類を郵送または持参によりできる限り早く提出し、積算内訳書の確認時まで【配置予定技術者の条件】を満たしていることの確認を受けること。 ① 「工事希望票兼予定監理技術者等調書(入札情報サービスの契約制度関係よりダウンロード可能)」 ② 上記【配置予定技術者に関する提出資料】</p> <p>【主任技術者の兼務】 本件は、主任技術者の兼務をすることができる。 なお、主任技術者の兼務を希望する場合は、別添「専任を必要とする主任技術者の兼務について」に従い、確認印押印前の兼務申請書を希望申請時に添付ファイルにより提出することとし、指名時においては確認印押印済みの申請書を郵送又は持参によりできる限り早く提出すること。 ○本案件の工事主管部署 東京都江東治水事務所 高潮工事課 東京都江東区亀戸三丁目10番7号 4階 直通 03-5975-1505</p>
<p>事業協同組合</p>	<p>中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合はこの入札に参加することができない。</p>
<p>建設共同企業体にかかる注意事項</p>	<p>① 建設共同企業体名は、できるだけ簡略にすること。 ② JV協定書中の建設共同企業体の所在地は、東京都内にするものとし、復代理人がいる場合は当該復代理人の所在地を入力すること(入力画面ではJV代表者の本店所在地が初期表示されるので、注意すること。) ③ 次のア及びイの書類を作成し、記名・押印しておくこと(落札候補者となった場合は、積算内訳書を提出する際に併せて提示すること。) ア JV協定書、委任状及び建設工事共同請負入札参加資格審査申込書【電子入札システムの画面印刷】 (各構成員の代表者印は、実印を使用すること。) イ 委任状(復代理人用)又は使用印鑑届【代表会社の受付票に代理人印又は使用印の欄がある場合のみ】 ④ 見積資料表紙の記名については、JV所在地及びJV名並びにJV代表者の所在地、会社名及び代表者名を記載すること。 復代理人を立てている場合は、更に代理人の所在地、会社名及び代理人名を記載すること。</p>

※平成29、30年度建設工事等入札参加資格として申請した最高完成工事経歴(本案件の業種が順位格付の場合は総完成工事経歴を含む。)

※現在、建設共同企業体で都発注工事を施工中である場合は、構成員が同一とならない建設共同企業体を構成するよう努めること。

第1回 入札経過調書

		公印照合	押印	文書番号	29財経一第509号	
				契約番号	29-00066	
				開札日時	平成29年07月06日 09時30分	
				開札場所	都庁第一本庁舎北側4階、第二入札室	
				予定価格	849,468,600円	
件名	妙見島防潮堤建設工事(その14-3)					
落札者	森本・東建設共同企業体			落札金額	99.9%	
住所	東京都江東区木場五丁目5番2号			金額	849,420,000円	
	入札者氏名	入札金額	価格点	技術点	評価値	備考
	1 森本・東建設共同企業体	786,500,000円	15.6215	19.8000	35.4215	
<p>記事</p> <p>履行場所 東京都江戸川区東葛西三丁目地内</p> <p>工事概要 施工延長 L=165m 河川土工 水中掘削工 3,033m³、土砂運搬工(しゅんせつ土砂) 2,850m³、中詰工 3,550m³ 地盤改良工 深層混合処理工 936本、高圧噴射処理工 608本、防潮堤工 防潮堤工 112m 防潮堤基礎工 鋼管杭打込工 61本、鋼矢板圧入工 125枚、タイロッド設置工 36組、管コンクリート工 112m 根固め工 捨石工 1,200m³ 船舶施設工 クレーン基礎設置工 1基、給油取扱施設設置工 1基、浮桟橋等設置工 1基 付帯工 一式 撤去工 一式 雑工 一式 仮設工 一式 処分工 一式</p> <p>工期 契約確定の日から平成31年2月28日まで (ただし、船舶施設工については平成30年4月27日まで)</p> <p>価格点及び評価値は、入札金額を本案件公表事項に基づき換算した点数を、小数点第四位までで表示している(ただし、小数点以下第五位以降の桁で評価値を判定した場合には、判定した桁までで表示している。)</p>						

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
落札金額は、入札金額に記載してある金額に100分の8に相当する金額を加算したものである(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)

23

契約内容変更決定通知書

29 財経一 第 3284 号
平成 30 年 2 月 23 日

建設局長 殿

財 務 局 長
(公 印 省 略)

件 名	妙見島防潮堤建設工事(その14-3)		
履 行 場 所	東京都江戸川区東葛西三丁目地内		
契約年月日	平成29年 7月 7日	文 書 番 号	29-00066
契約の相手方	森本・東建設共同企業体 代表者 株式会社森本組		
契約金額	既 定	変 更	増 △ 減
	849,420,000 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 62,920,000 円)	855,453,960 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 63,366,960 円)	6,033,960 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 446,960 円)
履 行 期 限	既 定	変 更	増 △ 減
	契約確定の日から 平成31年2月28日 まで (ただし、船舶施設工につ いては平成30年4月27日ま で)	契約確定の日から 平成31年2月28日 まで (ただし、船舶施設工につ いては平成30年5月22日ま で)	0日間
前 払 金	既 定	変 更	増 △ 減
	339,700,000 円	-----	-----
中間前払金	既 定	変 更	増 △ 減
	-----	-----	-----
備 考			

契約内容変更決定通知書

30 財経一 第 274 号
平成 30 年 5 月 15 日

建設局長 殿

財 務 局 長
(公 印 省 略)

件 名	妙見島防潮堤建設工事(その14-3)		
履 行 場 所	東京都江戸川区東葛西三丁目地内		
契約年月日	平成29年 7月 7日	文 書 番 号	29-00066
契約の相手方	森本・東建設共同企業体 代表者 株式会社森本組		
契約金額	既 定	変 更	増 △ 減
	855,453,960 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 63,366,960 円)	879,175,080 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 65,124,080 円)	23,721,120 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,757,120 円)
履 行 期 限	既 定	変 更	増 △ 減
	契約確定の日から 平成31年2月28日 まで (ただし、船舶施設工につ いては平成30年5月22日ま で)	契約確定の日から 平成31年6月10日 まで (ただし、船舶施設工につ いては平成30年8月27日ま で)	68日間
前 払 金	既 定	変 更	増 △ 減
	339,700,000 円	-----	-----
中間前払金	既 定	変 更	増 △ 減
	-----	-----	-----
備 考			

契約内容変更決定通知書

30 財経一 第 1465 号
平成 30 年 8 月 20 日

建設局長 殿

財 務 局 長
(公 印 省 略)

件 名	妙見島防潮堤建設工事(その14-3)		
履 行 場 所	東京都江戸川区東葛西三丁目地内		
契約年月日	平成29年 7月 7日	文 書 番 号	29-00066
契約の相手方	森本・東建設共同企業体 代表者 株式会社森本組		
契約金額	既 定	変 更	増 △ 減
	879,175,080 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 65,124,080 円)	1,002,487,320 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 74,258,320 円)	123,312,240 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 9,134,240 円)
履 行 期 限	既 定	変 更	増 △ 減
	契約確定の日から 平成31年6月10日 まで (ただし、船舶施設工につ いては平成30年8月27日ま で)	契約確定の日から 平成31年6月10日 まで (ただし、船舶施設工につ いては平成30年8月31日ま で)	0日間
前 払 金	既 定	変 更	増 △ 減
	339,700,000 円	-----	-----
中間前払金	既 定	変 更	増 △ 減
	-----	-----	-----
備 考			

東京都技術実績評価型総合評価方式（試行）

公表事項

工事件名： 妙見島防潮堤建設工事（その14-3）

平成29年5月

東京都建設局

1 技術実績評価型総合評価方式（試行）の適用理由及び公表事項の適用

本工事は、工事の品質確保を目指し、入札の際に工事価格と施工実績等の技術的能力を総合的に評価して落札者を決定する技術実績評価型総合評価方式（試行）を適用する工事である。

なお、この公表事項は、本工事に適用する。

2 提出資料の様式及び提出方法

当該競争入札の参加資格確認を申し込む者又は当該競争入札に参加を希望する者（以下「競争入札参加希望者」という。）は、当該競争入札の参加資格確認申込み又は当該競争入札の参加希望申込み（以下「競争入札参加申込み」という。）と併せて、次の資料を提出する。資料については、「5 技術点の評価項目」及び「6 技術点の評価方法」のとおり作成する。

ア 「過去の工事成績評定」申告書（様式1）

イ 上記アの根拠資料として、6(2)に規定する工事成績評価点の算定の基となる工事成績評定通知書（再交付されたものを含む。）の写し

ウ 技術点に係る資料の提出について（様式2）

エ 「企業の同種工事等の実績」申告書（様式3）及び根拠資料

オ 「企業の優良工事表彰の実績」申告書（様式3）及び根拠資料

カ 「配置予定技術者の保有する資格」申告書（様式4）及び根拠資料

キ 「配置予定技術者の同種工事等の実績」申告書（様式4）及び根拠資料

ク 「配置予定技術者の優良工事の実績」申告書（様式4）及び根拠資料

ケ 「事故及び不誠実な行為の有無」申告書（様式5）及び根拠資料

✓ コ 「地域における実績」申告書（様式6）及び根拠資料

✓ サ 「災害協定等の締結の有無」申告書（様式7）及び根拠資料

シ 「環境への配慮実績」申告書（様式11）及び根拠資料

ス 「雇用・就業への配慮実績」申告書（様式12）及び根拠資料

セ 「仕事と家庭の両立支援配慮実績」申告書（様式13）及び根拠資料

ソ 「女性活躍推進の実績」申告書（様式14）及び根拠資料

なお、工事成績評価点の算定の基となる工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満である者については、入札参加を認めない。

また、本工事が共同企業体への発注の場合は、全ての構成員について、ア及びイの資料を構成員ごとに作成し、提出するとともに、工事成績評価点の算定の基となる各構成員の工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満である場合は、入札参加を認めない。

また、7(1)により、競争入札参加申込み後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に配置予定技術者の変更を申し出る場合は、カからクまでのうち、変更を申し出る配置予定技術者の技術点に係る資料を提出する。

3 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1) 技術実績評価型総合評価方式（試行）の評価は、価格点と技術点を合計した評価値により行う。

(2) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、価格点と技術点との合計である評価

値の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者によるくじ引きにより落札者を決定する。

4 価格点の評価方法

価格点の評価は、次のとおりとする。

価格点 = (式①×0.13+式②×0.87)

式① (上限は30点とする。)

$$30 \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{最低入札価格}} + \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

・最低入札価格について、基準値[※]を下回る場合は、基準値とする。

(※) 基準値 = 直接工事費×75% + 共通仮設費×70% + 現場管理費×70% + 一般管理費等×30% + ガス工事費 + 発生材売却費等

・最低入札価格について、最低制限価格制度適用案件においては、最低制限価格未満の入札を除き、最も低い金額とする。

・最低入札価格と予定価格が同額の場合は、30点とする。

式② (上限は30点とする。)

$$30 \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{調査基準値}} + \frac{\text{調査基準値}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

・調査基準値は、調査基準価格又は最低制限価格を、有効数字3桁として、端数処理したものとする(4桁目は切り上げる)。

5 技術点の評価項目

技術点の評価は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」から算定するものとし、技術点の評価項目、技術点の評価項目ごとの評価点及び満点は、次表のとおりとする。

ただし、「企業の信頼性・社会性」における環境への配慮実績、雇用・就業への配慮実績、仕事と家庭の両立支援配慮実績又は女性活躍推進の実績については、評価項目ごとに実績を有していても合計で0.5点を上限とする。

また、技術点の上限は30点とする。

	評価項目	評価点	満点(点)		
企業の技術力	企業の同種工事等の実績	企業の実績点	2	28	
	過去の工事成績評定	工事成績評価点	15		
	企業の優良工事表彰の実績	企業の優良工事表彰の実績点	2		
	配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点	3		
	配置予定技術者の同種工事等の実績	配置予定技術者の実績点	3		
	配置予定技術者の優良工事の実績	配置予定技術者の優良工事の実績点	3		
企業の信頼性・社会性	事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点	(-3)	(-3)	
	地域における実績	地域における実績点	1	2	
	災害協定締結等の締結の有無	災害協定締結の実績点	1		
	環境への配慮実績	環境への配慮の実績点	0.5	0.5	複数の実績を有する場合でも0.5点とする。
	雇用・就業への配慮実績	障害者雇用の実績点	0.5		
	仕事と家庭の両立支援配慮実績	「東京ワークライフ・バランス認定企業」の実績点	0.5		
	女性活躍推進の実績	女性活躍推進の実績点	0.5		

6 技術点の評価方法

(1) 「企業の実績点」の算定方法

「企業の実績点」は2点満点とし、競争入札参加希望者のうち当該競争入札の参加資格確認の通知を受けた者又は当該競争入札の参加者として指名を受けた者（以下「競争入札参加者」という。）が、基準日^(注)の5年前の日から起算して5年の間に完了した1件の工事において、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（以下「コリンズ」という。）における竣工登録を経て発行された登録内容確認書の技術データ（以下「データ」という。）により同種工事の要件が確認できる工事实績を有する場合は2点、データにより類似工事の要件が確認できる工事实績を有する場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

企業の実績	企業の実績点
同種工事が1件以上あり	2
類似工事が1件以上あり	1
なし	0

同種工事及び類似工事は次のとおりとする。

同種工事：〔工法〕護岸工、〔高さ（代表値）〕9.8m以上

類似工事：〔工法〕護岸工、〔高さ（代表値）〕4.9m以上

算定の根拠資料として、同種工事及び類似工事に競争入札参加者が企業として関わったことが確認できるコリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

また、実績の対象となる工事は、単体又は共同企業体の代表者（乙型建設共同企業体の場合は担当工事の代表者）として実施した案件に限るものとする。

(注)「基準日」とは、各四半期の初日（4月1日、7月1日、10月1日又は1月1日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。以下同じ。

(2) 「工事成績評価点」の算定方法

「工事成績評価点」は、過去の工事成績評定通知書（東京都（公営企業局を含む。以下「都」という。）の発注工事のみを対象とする。）の総評定点の平均に基づき、次のとおりとする。

工事成績評定通知書の総評定点の平均	工事成績評価点
0点以上 40点未満	0
40点以上 60点未満	1
60点以上 62.5点未満	3
62.5点以上 65点未満	5
65点以上 66.5点未満	7
66.5点以上 68点未満	8
68点以上 69.5点未満	9
69.5点以上 71点未満	10
71点以上 72.5点未満	11
72.5点以上 75点未満	12
75点以上 77.5点未満	13
77.5点以上 80点未満	14
80点以上 100点以下	16

工事成績評定通知書の総評定点の平均は、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、工事完了日が基準日に近いものから順に3件の工事成績評定通知書の総評定点の相加平均とし、小数第2位以下は切捨てて小数第1位とする。3件に満たない場合は、当該工事件数のみを対象とする。工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は、工事成績評定点の低いものを優先する。

また、工事成績評定通知書の総評定点が60点未満のものは、当該総評定点を0点として算定するものとする。

なお、該当する工事が無い場合（0件）でも入札参加は可能である。

工事成績評価点算定の対象工事は、東京都建設工事等競争入札参加資格の業種区分において、本工事と同一の業種の工事とする。

本工事が共同企業体への発注の場合の「工事成績評価点」は、上表に基づき算定される構成員ごとの「工事成績評価点」全てを、構成員ごとの出資割合により加重平均し、算定するものとする。

(3) 「企業の優良工事表彰の実績点」の算定方法

「企業の優良工事表彰の実績点」は2点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間（すなわち前年度を含む過去5か年度）に、優良工事として表彰された実績を1件以上有する場合は2点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は次表のとおりである。

企業の優良工事表彰の実績	企業の優良工事表彰の実績点
1件以上あり	2
なし	0

優良工事として表彰された実績は、都の発注工事において、工事を優良な成績で完成させたとして、工事を主管する局等の長（以下「工事主管局長」という。）等から賞状等の書状を贈呈された実績を対象とする。対象となる表彰制度は巻末資料1による。

また、算定の根拠資料として、工事主管局長等から贈呈された賞状等の書状の写しを提出する。
 なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(4) 「配置予定技術者の資格点」の算定方法

「配置予定技術者の資格点」は3点満点とし、配置予定技術者が、本工事の建設業法（昭和24年法律第100号）上の業種について、一級技術者（建設業法第15条第2号イに該当する者をいう。以下同じ。）の場合は3点、二級技術者（建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者以外の者をいう。以下同じ。）の場合は2点、その他の技術者（建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当するもので一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。）の場合は1点とする。その区分及び算定は次表のとおりである。

配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点
一級技術者	3
二級技術者	2
その他の技術者	1

複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。

また、算定の根拠資料として、配置予定技術者の保有資格証（本工事の建設業法上の業種に関する資格）の写し又は実務経験を証明する資料を提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の保有する資格を対象とする。

(5) 「配置予定技術者の実績点」の算定方法

「配置予定技術者の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、データにより同種工事の要件が確認できる工事のいずれか1件について、監理技術者として関わった場合に3点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合は1点、データにより類似工事の要件が確認できる工事のいずれか1件について、監理技術者として関わった場合は1.5点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

なお、実績の対象となる工事において、配置予定技術者が複数の職務を兼ねていた場合は、いずれか一つの職務についてのみ評価する。

配置予定技術者が関わった経験及び責任	配置予定技術者の実績点
監理技術者（同種工事）	3
主任技術者又は現場代理人（同種工事）	1
監理技術者（類似工事）	1.5
主任技術者又は現場代理人（類似工事）	0.5
なし	0

同種工事及び類似工事は、7(1)において規定する内容と同じとする。

また、算定の根拠資料として、同種工事及び類似工事に配置予定技術者が技術者として関わったことが確認できるコリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の保有する資格を対象とする。

(6) 「配置予定技術者の優良工事の実績点」の算定方法

「配置予定技術者の優良工事の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事（都の発注工事のみを対象とする。）のうち、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として関わった工事の実績1件について、工事成績評定通知書の総評定点が80点以上の場合には3点、工事成績評定通知書の総評定点が75点以上80点未満の場合には2点、それ以外の場合には0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

配置予定技術者が監理技術者、主任技術者又は現場代理人として関わった工事の工事成績評定通知書の総評定点	配置予定技術者の優良工事の実績点
80点以上	3
75点以上80点未満	2
75点未満	0

また、算定の根拠資料として、配置予定技術者が技術者として該当工事に関わったことが確認できるコリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）の写し及び工事成績評定通知書（再交付されたものを含む。）の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。

(7) 「事故及び不誠実な行為の実績点」の算定方法

「事故及び不誠実な行為の実績点」は、競争入札参加者が、基準日の3年前の日から起算して3年の間に、東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止を受けている場合は-3点とする。ただし、競争入札参加者が特定の業種（部門）について指名停止を受けている場合であって、本工事と指名停止を受けている業種（部門）が同一のときは-3点とする。

区分及び算定は、次表のとおりである。

事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点
あり	-3
なし	0

また、算定の根拠資料として、都が通知した該当する指名停止通知書の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合、構成員いずれかが指名停止を受けていれば「事故及び不誠実な行為」は「あり」とする。

(8) 「地域における実績点」の算定方法

「地域における実績点」は1点満点とし、競争入札参加者が、基準日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した工事（都の発注工事のみを対象とする。）のうち、本工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村において行った工事で、工事成績評定通知書の総評定点が65点以上の実績を1件以上有する場合は1点、それ以外の場合には0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

地域における実績	地域における実績点
1件以上あり	1
なし	0

本工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村は、次のとおりである。

本工事の施工場所の属する区市町村：江戸川区
 隣接する区市町村：東京都葛飾区、東京都墨田区、東京都江東区、

千葉県浦安市、千葉縣市川市、千葉県松戸市

また、算定の根拠資料として、該当工事の施工場所が確認できる工事請負契約書の写し及び工事成績評定通知書の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(9) 「災害協定締結の実績点」の算定方法

「災害協定締結の実績点」は1点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込みの提出の時点で、都と災害時における防災活動について定めた災害協定を1件以上締結している場合又は競争入札参加者が加入している団体が、競争入札参加申込みの提出の時点で、都と災害時における防災活動について定めた災害協定を1件以上締結している場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

災害協定等の締結の有無	災害協定締結の実績点
1件以上あり	1
なし	0

また、算定の根拠資料として、該当する災害協定に係る協定書等の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(10) 「環境への配慮の実績点」の算定方法

「環境への配慮の実績点」は0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めたとうきょう森づくり貢献認証制度の森林整備サポート認定、二酸化炭素オフセット認証、^{じやうき}計器による二酸化炭素固定量認証又は建築物による二酸化炭素固定量認証に認定された実績を1件以上有する場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

環境への配慮の実績の有無	環境への配慮の実績点
1件以上あり	0.5
なし	0

また、算定の根拠資料として、東京都知事等が発行した認証書の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(11) 「障害者雇用の実績点」の算定方法

「障害者雇用の実績点」は0.5点満点とし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加者が、競争入札参加申込期間の末日の直近に公共職業安定所宛提出した障害者雇用状況報告書における実雇用率が法定雇用率を上回る場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

このほか、当該報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、次のいずれかのとおり障害者を雇用している場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

- ・ 常用労働者のうち1週間の所定労働時間が30時間以上の障害者（障害者雇用促進法第2条の「身体障害者」「重度身体障害者」「知的障害者」「重度知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）を1名以上雇用している場合

- ・ 短時間労働者のうち重度身体障害者又は重度知的障害者（障害者雇用促進法第2条の「重度身体障害者」「重度知的障害者」をいう。）を1名以上雇用している場合
- ・ 短時間労働者のうち身体障害者、知的障害者又は精神障害者（障害者雇用促進法第2条の「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）を2名以上雇用している場合

なお、短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、競争入札参加者の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比して短く、20時間以上30時間未満である者のうち、次のいずれかに該当する常用労働者をいう。

- ① 期間の定めなく雇用されている労働者
 - ② 一定の期間（例えば1か月、6か月等）を定めて雇用されている労働者であつて、その雇用期間が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者
- 加算対象となる障害者は、競争入札参加申込日から起算して過去3か月以上雇用されている労働者に限るものとする。

障害者雇用の実績の有無	障害者雇用の実績点
実雇用率が法定雇用率を上回る（法による報告義務有の場合）	0.5
1名もしくは2名以上の雇用あり（法による報告義務無の場合）	
な し	0

算定の根拠資料として、障害者雇用促進法の規定により厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加希望者については、競争入札参加申込受付期間の末日の直前に公共職業安定所の受付印を有する障害者雇用状況報告書の写し、当報告義務がない競争入札参加希望者については、雇用している者の障害者手帳の写し等及び健康保険証等、雇用状況を確認できる書類の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(12) 「東京ワークライフバランス認定企業」の実績点の算定方法

「東京ワークライフバランス認定企業」の実績点は0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年間に、東京都が定めた東京ワークライフバランス認定制度の長時間労働削減取組部門、休暇取得促進部門、仕事と育児の両立推進部門、仕事と介護の両立推進部門、多様な勤務形態導入部門又は職場における女性の活躍促進部門に認定された実績を1件以上有する場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

東京ワークライフバランス認定企業認定実績の有無	東京ワークライフバランス認定企業認定の実績点
1件以上あり	0.5
な し	0

また、算定の根拠資料として、東京都知事等から贈呈された、認定証等の書状の写しを提出する。

なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(13) 「女性活躍推進の実績点」の算定方法

「女性活躍推進の実績点」は0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めた東京都女性活躍推進大賞の大賞又は優秀賞を受賞した実績を1件以上有する場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

女性活躍推進の実績の有無	女性活躍推進の実績点
1件以上あり	0.5
なし	0

また、算定の根拠資料として、東京都知事等から贈呈された、賞状等の誓状の写しを提出する。
 なお、本工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

- (14) 技術点は、8 (1) により配置予定技術者が変更となった場合についても、競争入札参加希望申込み時の配置予定技術者による点数で評価する。

7 配置予定技術者の取扱い

- (1) 提出資料に記載された配置予定技術者については、原則として工事完了まで変更することができない。ただし、競争入札参加申込み後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に配置予定技術者の変更を申し出た場合、配置予定技術者の死亡等のほか、工場製作から現場設置へと工事現場が移行する場合等、発注者がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。この場合、変更後の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計は、変更前の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計以上とする。
- (2) 技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めない場合又は技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めた場合であっても、変更後の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計が変更前の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計未満のときは、入札時の提出資料に虚偽の記載をしたものとして取り扱うことがあるとともに、本工事の工事成績評定を減じることがある。

8 その他の留意事項

- (1) 提出資料の提出後は、原則として記載された内容の変更を認めない。ただし、発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- (2) 提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出資料は、本工事に係る審査以外に提出者に無断で使用することはない。
- (4) 提出資料は、返却しない。
- (5) この入札における非落札の理由その他の手続に関しては、「東京都入札監視委員会運営要領」(平成14年3月19日付13財経総第1719号)により、契約事務担当者に対して苦情を申し立てることができる。

「企業の優良工事表彰の実績点」の対象となる表彰制度

局名	表彰状類の名称	表彰状類授与者	根拠となる要綱類の名称
財務局	賞状	局長	財務局優良工事請負者表彰要綱
都市整備局	賞状	局長	都市整備局優良工事局長賞贈呈要綱
建設局	賞状	局長	建設局優良請負工事等公表要綱
	感謝状	所長	建設局事務所長優良請負工事等感謝状贈呈要綱
港湾局	賞状	局長	港湾局優良工事等公表要綱
交通局	感謝状	建設工務部長	交通局建設工務部優良請負工事等公表等実施要領及び同細則
水道局	表彰状	局長	東京都水道局優良請負工事公表要綱
		所長	
下水道局	賞状	局長	東京都下水道局優良工事受注者表彰要綱
	感謝状	局長	東京都下水道局工事施行成績優良業者公表要綱

※ 授与された表彰状類が実績の対象となるのか不明な場合は、表彰状類を発行した部署に確認すること。

対象期間一覧表(平成29年度)

平成29年度の 公表開始日	平成29年度の 基準日	対象項目	様式 番号	対象期間			
4月1日から 6月30日	4月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績	3	平成24年 4月1日から平成29年 3月31日まで		
			過去の工事成績評定	1	平成24年 1月1日から平成28年12月31日まで		
			優良工事表彰の実績	3	平成24年 4月1日から平成29年 3月31日まで		
		配置予定技術者の 能力	同種工事等の実績	4	平成24年 4月1日から平成29年 3月31日まで		
			優良工事の実績	4	平成24年 1月1日から平成28年12月31日まで		
		事故及び不誠実な行為の有無	5	平成26年 4月1日から平成29年 3月31日まで			
		地域における実績	6	平成26年 1月1日から平成28年12月31日まで			
		単価契約工事又は緊急施工工事の実績	8	平成24年 4月1日から平成29年 3月31日まで			
		環境への配慮実績	11				
		仕事と家庭の両立支援配慮実績	13	平成24年 4月1日から平成29年 3月31日まで			
		女性活躍推進の実績	14				
		7月1日から 9月30日	7月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績	3	平成24年 7月1日から平成29年 6月30日まで
					過去の工事成績評定	1	平成24年 4月1日から平成29年 3月31日まで
					優良工事表彰の実績	3	平成24年 4月1日から平成29年 3月31日まで
配置予定技術者の 能力	同種工事等の実績			4	平成24年 7月1日から平成29年 6月30日まで		
	優良工事の実績			4	平成24年 4月1日から平成29年 3月31日まで		
事故及び不誠実な行為の有無	5			平成26年 7月1日から平成29年 6月30日まで			
地域における実績	6			平成26年 4月1日から平成29年 3月31日まで			
単価契約工事又は緊急施工工事の実績	8			平成24年 7月1日から平成29年 6月30日まで			
環境への配慮実績	11						
仕事と家庭の両立支援配慮実績	13			平成24年 4月1日から平成29年 3月31日まで			
女性活躍推進の実績	14						
10月1日から 12月31日	10月1日			企業の施工能力	同種工事等の実績	3	平成24年10月1日から平成29年 9月30日まで
					過去の工事成績評定	1	平成24年 7月1日から平成29年 6月30日まで
					優良工事表彰の実績	3	平成24年 4月1日から平成29年 3月31日まで
		配置予定技術者の 能力	同種工事等の実績	4	平成24年10月1日から平成29年 9月30日まで		
			優良工事の実績	4	平成24年 7月1日から平成29年 6月30日まで		
		事故及び不誠実な行為の有無	5	平成26年10月1日から平成29年 9月30日まで			
		地域における実績	6	平成26年 7月1日から平成29年 6月30日まで			
		単価契約工事又は緊急施工工事の実績	8	平成24年10月1日から平成29年 9月30日まで			
		環境への配慮実績	11				
		仕事と家庭の両立支援配慮実績	13	平成24年 4月1日から平成29年 3月31日まで			
		女性活躍推進の実績	14				
		1月1日から 3月31日	1月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績	3	平成25年 1月1日から平成29年12月31日まで
					過去の工事成績評定	1	平成24年10月1日から平成29年 9月30日まで
					優良工事表彰の実績	3	平成24年 4月1日から平成29年 3月31日まで
配置予定技術者の 能力	同種工事等の実績			4	平成25年 1月1日から平成29年12月31日まで		
	優良工事の実績			4	平成24年10月1日から平成29年 9月30日まで		
事故及び不誠実な行為の有無	5			平成27年 1月1日から平成29年12月31日まで			
地域における実績	6			平成26年10月1日から平成29年 9月30日まで			
単価契約工事又は緊急施工工事の実績	8			平成25年 1月1日から平成29年12月31日まで			
環境への配慮実績	11						
仕事と家庭の両立支援配慮実績	13			平成24年 4月1日から平成29年 3月31日まで			
女性活躍推進の実績	14						

※公表開始日は、東京都入札情報サービスの「発注予定情報」から検索の上ご確認下さい。
「発注予定案件一覧」のページで案件ごとに「公表日」として記載されています。

別紙

東京都技術実績評価型総合評価方式

落札者決定基準

工事件名 妙見島防潮堤建設工事（その14-3）

平成29年5月

53

(落札者決定基準)

落札者決定基準は、「東京都技術実績評価型総合評価方式試行要綱」第14条から第18条のとおりとし、同要綱第14条第5項及び同条第6項に規定する選択対象の評価項目は「建設局技術実績評価型総合評価方式試行実施要領」第3のとおりとする。

なお、同要綱第17条第2項(2)及び(3)に基づき指定する同種工事及び類似工事は以下のとおりとする。

同種工事及び類似工事は、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス(以下「コリンズ」という。)に登録された工事とし、次に掲げるものとする。

同種工事：〔工法〕護岸工、〔高さ(代表値)〕9.8m以上

類似工事：〔工法〕護岸工、〔高さ(代表値)〕4.9m以上

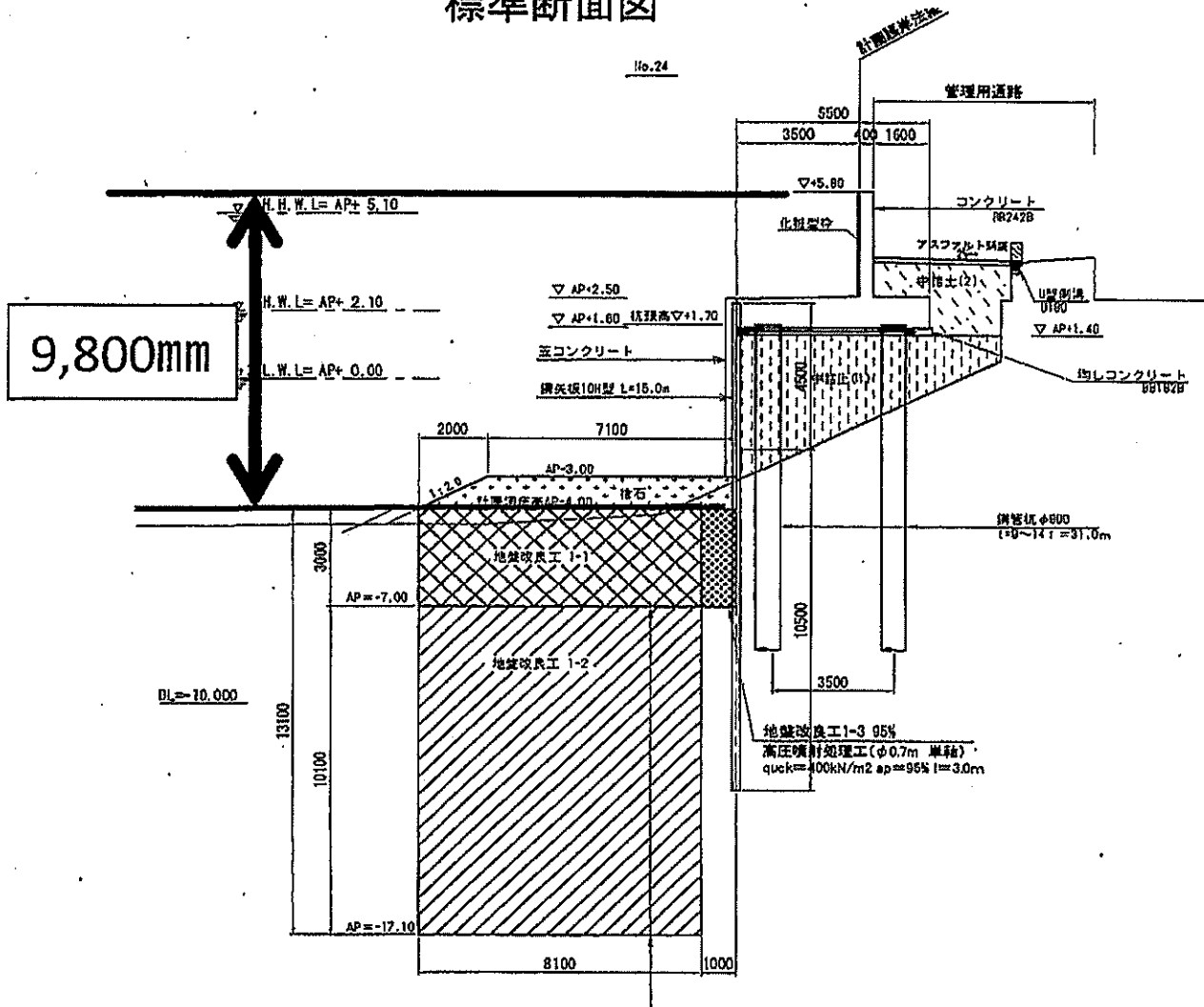
同要綱第17条第3項(4)に基づき指定する「工事成績評価点」の算定対象となる業種は東京都建設工事等競争入札参加資格の業種区分で、当該発注工事と同一の業種の工事とする。

業種：河川工事

同要綱第17条第6項(2)及び(3)に基づき指定する「配置予定技術者の実績点」の算定対象となる同種工事及び類似工事は、「企業の実績点」の算定方法において規定する内容と同じとする。

妙見島防潮堤建設工事(その14-3)

標準断面図





東京都技術実績評価型総合評価方式試行要綱

平成 23 年 1 月 4 日 22 財経総第 1676 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京都が発注する建設工事において、品質確保を図るため、入札の際に、工事価格及び施工実績等の技術的能力を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「技術実績評価型総合評価方式」という。）を試行するに当たり、基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者等 東京都契約事務規則（昭和 39 年東京都規則第 125 号。以下「規則」という。第 7 条の「契約担当者等」をいう。
- (2) 一級技術者 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条第 2 号イに該当する者をいう。
- (3) 二級技術者 建設業法第 27 条第 1 項の規定による技術検定若しくはその他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第 7 条第 2 号ハに該当することとなるものに合格した者又はその他の法令に規定する免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって、一級技術者以外の者をいう。
- (4) その他の技術者 建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は同法第 15 条第 2 号ハに該当する者で、一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。
- (5) コリンズ 一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システムをいう。
- (6) 工事成績評定通知書の総評定点 東京都工事成績評定要綱（平成 14 年 3 月 26 日付 13 財営技第 167 号）第 12 条の規定に基づく、過去の工事成績評定通知書の総評定点をいう。
- (7) 基準日 各四半期の初日（4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。

(試行対象工事)

第 3 条 技術実績評価型総合評価方式の試行対象工事は、予定価格が、建築工事にあつては 3 億 5 千万円以上、土木工事にあつては 2 億 5 千万円以上、設備工事にあつては 1 億 2 千万円以上の工事案件から選定する。ただし、特定調達契約（規則第 54 条第 5 号の「特定調達契約」をいう。）による契約を除くものとする。

2 工事を主管する局等の長（以下「工事主管局長」という。）は、具体的な試行対象工事を決定し、契約担当者等に通知する。

(試行実施要領)

第 4 条 工事主管局長は、技術実績評価型総合評価方式の試行に当たっては、あらかじめ次に掲げる事項を内容とする試行実施要領を、技術審査委員会が実施する第 8 条第 2 項に規定する調査及び審議を経て、契約担当者等及び財務局経理部長と協議の上、定めるものとする。

- (1) 前条第 2 項に規定する試行対象工事の決定に係る方針

(2) 第14条第3項及び同条第5項に規定する技術点を評価する項目（以下「技術点の評価項目」という。）の選択に係る方針

なお、試行実施要領を定めようとするときは、第9条の規定に基づき、あらかじめ学識経験を有する2人以上の者から意見を聴取しなければならない。

（公表に当たり工事主管局長が定める事項）

第5条 工事主管局長は、技術実績評価型総合評価方式を試行しようとする場合は、次に掲げる事項について、契約担当者等と協議の上、あらかじめ定めるものとする。

- (1) 工事件名、工事場所及び工事概要
- (2) 提出資料の様式及び提出方法
- (3) 価格点の評価方法
- (4) 技術点の評価項目及び評価方法
- (5) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (6) 資料の提出後は、原則として資料に記載された内容の変更を認めないこと。
- (7) 資料に記載された配置予定技術者は、原則として変更できないこと。ただし、第11条の規定による資料の提出後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に、配置予定技術者の変更の申し出があった場合で、申し出のあった配置予定技術者の保有する資格・実績点の合計が当初の配置予定技術者の保有する資格・実績点の合計以上であることを確認できたときはこの限りでない。
- (8) 一般競争入札による場合、詳細は入札説明書によること。
- (9) その他必要と認める事項

（入札公告）

第6条 技術実績評価型総合評価方式を試行しようとする場合の入札公告においては、前条及び技術実績評価型総合評価方式の対象工事であることを明示するものとする。

（発注予定工事の事前公表において示す事項）

第7条 技術実績評価型総合評価方式を試行しようとする場合の発注予定工事の事前公表においては、第5条に掲げる事項のうち第8号を除いたもの及び技術実績評価型総合評価方式の対象工事であることを公表事項として明示するものとする。

（技術審査委員会）

第8条 工事主管局長は、技術実績評価型総合評価方式における試行実施要領の策定に当たって、技術審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 審査委員会は、試行実施要領の策定に当たっての調査及び審議を所掌するものとする。
- 3 審査委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- 4 審査委員会は、委員長が招集する。

（学識経験を有する者の意見の聴取）

第9条 試行実施要領及び落札者決定基準を定めようとするとき工事主管局長は、あらかじめ学識経験を有する2人以上の者から、次の内容についての意見を聴取しなければならない。

- (1) 試行実施要領及び落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

(2) 落札者を決定しようとするとき改めて学識経験を有する者からの意見聴取を行う必要の有無

2 前項第2号において、必要があるとの意見が述べられた場合には、落札者（あらかじめ予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みをした者のうち、価格その他の条件が東京都にとって最も有利な者）を決定しようとするときは、学識経験を有する2人以上の者から、その決定についての意見を聴取しなければならない。

(技術実績評価型総合評価方式における入札方式)

第10条 技術実績評価型総合評価方式の入札は、予定価格に応じて、一般競争入札又は指名競争入札によるものとする。

また、指名競争入札のうち共同企業体に発注する場合であっても、あらかじめ自主的に結成された共同企業体に競争入札参加希望申込みを行わせる方式により行うものとする。

(競争入札参加申込に当たっての資料の提出)

第11条 当該競争入札の参加資格確認を申込み者又は当該競争入札に参加を希望する者（以下「競争入札参加希望者」という。）は、入札公告又は発注予定工事の事前公表に基づき、当該競争入札の参加資格確認申込み又は当該競争入札の参加希望申込み（以下「競争入札参加申込み」という。）と併せて、第14条第3項に規定する技術点の評価項目ごとの評価点を示す資料を提出するものとする。

(指名選定及び競争入札参加資格の確認等)

第12条 指名競争入札における指名業者の選定に当たっては、東京都工事請負指名競争入札参加者指名基準（平成6年9月30日付6財経総第754号。以下「指名基準」という。）により指名すること。ただし、本試行要綱を適用する案件に限っては、原則として指名基準第5及び第8を適用せず、次のとおりとする。

なお、指名基準第7（5）については、(1)により指名を行う際に適用する。

(1) 指名基準第5については、「契約担当者等は、第4の1の定めにかかわらず、当該等級の直近上位又は直近下位の等級に属する者のうちから指名することができる。」と読み替える。

(2) 指名基準第8については、「当該競争入札に参加を希望する者で、この基準による指名が可能な者を指名するものとする。」と読み替える。

2 契約担当者等は、第17条第3項に規定する「工事成績評価点」に係る資料を確認した上で、競争入札参加資格の確認又は指名業者の選定を行うものとする。

3 競争入札参加資格の確認又は指名業者の選定に当たっては、第17条第3項に規定する「工事成績評価点」の算定の基となる工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満でない者を対象とする。

(資料の送付)

第13条 契約担当者等は、「工事成績評価点」に係る資料及び「工事成績評価点」以外の技術点に係る資料（以下「全ての技術点に係る資料」という。）を工事主管局長に送付するものとする。

(総合評価の方法)

第14条 技術実績評価型総合評価方式の評価は、価格点と技術点とを合計した評価値による。

2 価格点の評価は、次のとおりとする。

価格点 = (式①×0.13+式②×0.87)

式① (上限は30点とする。)

$$30 \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{最低入札価格}} + \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

・最低入札価格について、基準値*を下回る場合は、基準値とする。

(※) 基準値 = 直接工事費×75% + 共通仮設費×70% + 現場管理費×70% + 一般管理費等×30% + ガス工事費 + 発生材売却費等

・最低入札価格について、最低制限価格制度適用案件においては、最低制限価格未満の入札を除き、最も低い金額とする。

・最低入札価格と予定価格が同額の場合は、30点とする。

式② (上限は30点とする。)

$$30 \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{調査基準値}} + \frac{\text{調査基準値}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

・調査基準値は、調査基準価格又は最低制限価格を、有効数字3桁として、端数処理したものとする(4桁目は切り上げる)。

3 技術点の評価は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」から算定するものとし、技術点の評価項目並びに技術点の評価項目ごとの評価点及び満点は、別表1のとおりとする。ただし、「企業の信頼性・社会性」における環境への配慮実績、雇用・就業への配慮実績、仕事と家庭の両立支援配慮実績又は女性の活躍推進の実績については、評価項目ごとに実績を有していても合計で0.5点を上限とする。

また、技術点の上限は30点とする。

なお、技術点は、第5条第7号の規定により、配置予定技術者が変更となった場合についても、競争入札参加申込み時に申請した配置予定技術者の点数で評価する。

4 「企業の技術力」は、別表1に掲げる6つの評価項目とし、評価はそれらの評価点の合計によるものとする。ただし、第17条第2項第7号及び同条第6項第7号の規定により同種工事及び類似工事を指定しない工事については、「企業の実績点」及び「配置予定技術者の実績点」を評価項目としない。

5 「企業の信頼性・社会性」は、別表1に掲げる評価項目とし、「事故及び不誠実な行為の有無」、「環境への配慮実績」、「雇用・就業への配慮実績」、「仕事と家庭の両立支援配慮実績」、「女性活躍推進の実績」及び別表1の備考欄に示す選択対象の評価項目(以下「選択対象項目」という。)のうち工事主管局長が選択し定める2つの評価項目とする。評価は、それらの評価点の合計によるものとする。

6 別表1に掲げる選択対象項目について、建築工事及び設備工事においては、「地域における実績」、「災害協定等の締結の有無」、「ISO9001又は14001の認証取得の有無」及び「地域内における本店又は営業所の所在の有無」とし、土木工事においては、「地域における実績」、「災害協定等の締結の有無」、「単価契約工事又は緊急施行工事の実績」、「ISO9001又は14001の認証取得の有無」及び「地域内における本店又は営業所の所在の有無」とする。

(技術点の評価)

第15条 工事主管局長は、契約担当者等から全ての技術点に係る資料の送付を受けたときは、速やかに技術点の審査を行うものとする。

2 技術点の評価は、入札公告又は発注予定工事の事前公表において示した評価方法により、工事主管局長が決定するものとする。

(落札者の決定方法)

第16条 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、第14条第1項の評価値の最も高いものを落札者とする。

2 前項の評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(「企業の技術力」の評価方法)

第17条 「企業の技術力」の評価は、以下の項で規定する評価点の合計によるものとする。

2 「企業の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「企業の実績点」は2点満点とし、競争入札参加希望者のうち、当該競争入札の参加資格確認の通知を受けた者又は当該競争入札の参加者として指名を受けた者（以下「競争入札参加者」という。）が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、同種工事の実績を1件以上有する場合に2点、類似工事の実績を1件以上有する場合に1点、それ以外の場合に0点とする。

(2) 前号の同種工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものとし、起工時に指定する。

(3) 第1号の類似工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事よりも小さいものの経験として有用なものを、起工時に指定する。

(4) 「企業の実績点」は、コリンズに登録されたデータから算定する。

(5) 第1号の実績は、単体又は共同企業体の代表者（乙型建設共同企業体の場合は担当工事の代表者）としての実績とする。

(6) 当該発注工事が共同企業体を対象としている場合は、前号を踏まえた上で構成員のいずれかの実績を対象とする。

(7) 同種工事及び類似工事の指定が困難な建築工事、設備工事の改修工事等の場合は、第1号の同種工事及び類似工事を指定しない。

3 「工事成績評価点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「工事成績評価点」の算定は、工事成績評定通知書の総評定点の平均に応じて、別表2のとおりとする。

(2) 工事成績評定通知書の総評定点の平均は、競争入札参加希望者が、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、工事完了日が基準日に近いものから順に3件の工事成績評定通知書の総評定点の相加平均とし、小数第2位以下は切り捨てる。3件に満たない場合は、当該工事件数のみを対象とする。工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は工事成績評定点の低いものを優先する。

また、工事成績評定通知書の総評定点が60点未満のものは、当該総評定点を0点として算定するものとする。

- (3) 工事成績評定通知書は、東京都の発注工事（公営企業局含む。以下同じ。）のみを対象とする。
- (4) 「工事成績評価点」の算定の対象工事は、原則として、東京都建設工事等競争入札参加資格の業種区分で当該発注工事と同一の業種とする。
なお、当該発注工事と異なる業種を対象とする場合は、起工時に指定するものとする。
- (5) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、共同企業体としての「工事成績評価点」は、第1号に基づき算定される構成員ごとの工事成績評価点全てについて、構成員ごとの出資割合で加重平均することにより算定するものとする。
- 4 「企業の優良工事表彰の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「企業の優良工事表彰の実績点」は2点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、優良工事として表彰された実績を1件以上有する場合に2点、それ以外の場合に0点とする。
- (2) 優良工事として表彰された実績は、東京都の発注工事において、工事を優良な成績で完成させたとして、工事主管局長等から賞状等の書状を贈呈された実績を対象とする。
- (3) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 5 「配置予定技術者の資格点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「配置予定技術者の資格点」は3点満点とし、配置予定技術者が、当該発注工事の建設業法上の業種について、一級技術者の場合に3点、二級技術者の場合に2点、その他の技術者の場合に1点とする。
なお、複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。
- (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者が保有する資格を対象とする。
- 6 「配置予定技術者の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「配置予定技術者の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、同種工事の実績1件について、監理技術者として関わった場合に3点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に1点、それ以外の場合に0点、類似工事の実績1件について、監理技術者として関わった場合に1.5点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に0.5点、それ以外の場合に0点とする。
なお、実績の対象となる工事において、配置予定技術者が複数の職務を兼ねていた場合は、いずれか一つの職務についてのみ評価する。
- (2) 前号の同種工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものとし、起工時に指定する。
- (3) 第1号の類似工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事よりも小さいものの経験として有用なものを、起工時に指定する。
- (4) 「配置予定技術者の実績点」は、コリンズに登録されたデータから算定する。
- (5) 実績の対象となる工事において、配置予定技術者が複数の職務を兼ねていた場合は、どちらか1つの職務についてのみ評価する。
- (6) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。
- (7) 同種工事及び類似工事の指定が困難な建築工事、設備工事の改修工事等の場合は、第1号の同種工事及び類似工事を指定しない。

- 7 「配置予定技術者の優良工事の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「配置予定技術者の優良工事の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として関わった工事の実績1件について、工事成績評定通知書の総評定点が80点以上の場合に3点、工事成績評定通知書の総評定点が75点以上80点未満の場合に2点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 工事成績評定通知書は、東京都の発注工事のみを対象とする。
 - (3) 「配置予定技術者の優良工事の実績点」は、第1号の工事におけるコリンズに登録されたデータ及び工事成績評定通知書から算定する。
 - (4) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。

(「企業の信頼性・社会性」の評価方法)

第18条 「企業の信頼性・社会性」の評価は、以下の項で規定する評価点の合計によるものとする。

- 2 「事故及び不誠実な行為の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
 - (1) 「事故及び不誠実な行為の実績点」は、競争入札参加者が、基準日の3年前の日から起算して3年の間に、東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止を受けている場合に-3点とする。
 - (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。
- 3 「地域における実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
 - (1) 「地域における実績点」は1点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者が、基準日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した工事のうち、当該発注工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村において行った工事で、工事成績評定通知書の総評定点が65点以上の実績を1件以上有する場合に1点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 工事成績評定通知書は、東京都の発注工事のみを対象とする。
 - (3) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。
- 4 「災害協定締結の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
 - (1) 「災害協定締結の実績点」は1点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者が競争入札参加申込みの時点で、東京都と災害時における防災活動について定めた災害協定を1件以上締結している場合に1点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。
- 5 「単価契約工事又は緊急施行工事の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
 - (1) 「単価契約工事又は緊急施行工事の実績点」は1点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に、施設維持に係る単価契約工事又は災害時における緊急施行工事を完了した実績を1件以上有する場合に1点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 施設維持に係る単価契約工事又は災害時における緊急施行工事は、東京都の発注工事のみを対象とする。
 - (3) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。
- 6 「ISO9001又は14001の認証取得の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

- (1) 「ISO9001 又は 14001 の認証取得の実績点」は 1 点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者が競争入札参加申込みの時点で、ISO（国際標準化機構）9000 シリーズの 9001 又は ISO14000 シリーズの 14001 を認証取得している場合に 1 点、それ以外の場合に 0 点とする。
 - (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。
- 7 「地域内における本店又は営業所所在の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「地域内における本店又は営業所所在の実績点」は 1 点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者の「都と契約する本店又は営業所」の所在地が、当該発注工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村の場合（いずれの区市町村も都内に限る。）に 1 点、それ以外の場合に 0 点とする。
 - (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。
- 8 「環境への配慮の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「環境への配慮の実績点」は 0.5 点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の 5 年前の日が属する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年の間に、東京都が定めたとうきょう森づくり貢献認証制度の森林整備サポート認定、二酸化炭素オフセット認証、什器による二酸化炭素固定量認証又は建築物による二酸化炭素固定量認証に認定された実績を 1 件以上有する場合に 0.5 点、それ以外の場合に 0 点とする。
 - (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 9 「障害者雇用の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「障害者雇用の実績点」は 0.5 点満点とし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年 7 月 25 日法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 43 条第 7 項に規定する厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加者が、競争入札参加申込期間の末日の直近に公共職業安定所宛提出した障害者雇用状況報告書における実雇用率が法定雇用率を上回る場合に 0.5 点、それ以外の場合に 0 点とする。
 - (2) 前号に規定するほか、障害者雇用促進法第 43 条第 7 項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、第 8 号に規定する常用労働者のうち 1 週間の所定労働時間が 30 時間以上の障害者を 1 名以上雇用している場合は 0.5 点、それ以外の場合は 0 点とする。
 - (3) 前 2 号に規定するほか、障害者雇用促進法第 43 条第 7 項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、第 7 号に規定する短時間労働者のうち第 5 号に規定する重度身体障害者又は重度知的障害者を 1 名以上雇用している場合 0.5 点、それ以外の場合は 0 点とする。
 - (4) 前 3 号に規定するほか、障害者雇用促進法第 43 条第 7 項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、第 7 号に規定する短時間労働者のうち第 5 号に規定する身体障害者、知的障害者又は精神障害者を 2 名以上雇用している場合は 0.5 点、それ以外の場合は 0 点とする。
 - (5) 第 2 号の障害者とは、障害者雇用促進法第 2 条の「身体障害者」「重度身体障害者」「知的障害者」「重度知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。
 - (6) 第 2 号から第 4 号までの加点対象となる障害者は、競争入札参加申込日から起算して過去 3 か月以上雇用されている労働者に限るものとする。
 - (7) 短時間労働者とは、次の者をいう。

- ① 1週間の所定労働時間が、競争入札参加者の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、20時間以上30時間未満である者
- ② ①に該当する者のうち、次号に規定する常用労働者である者
- (8) 常用労働者とは、次のいずれかの者をいう。
 - ① 期間の定めなく雇用されている労働者
 - ② 一定の期間（例えば1か月、6か月等）を定めて雇用されている労働者であつて、その雇用期間が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者
- (9) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 10 「東京ワークライフバランス認定企業」の実績点は、次に掲げるとおり算定するものとする。
 - (1) 「東京ワークライフバランス認定企業」の実績点は0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年間に、東京都が定めた東京ワークライフバランス認定制度の長時間労働削減取組部門、休暇取得促進部門、仕事と育児の両立推進部門、仕事と介護の両立推進部門、多様な勤務形態導入部門又は職場における女性の活躍促進部門に認定された実績を1件以上有する場合に0.5点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 11 「女性活躍推進の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
 - (1) 「女性活躍推進の実績点」は0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年間に、東京都が定めた東京都女性活躍推進大賞の大賞又は優秀賞を受賞した実績を1件以上有する場合に0.5点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 12 前4項に規定する実績点について、複数の実績に該当する場合は、いずれか一つの実績のみ評価する。

(資料説明会)

第19条 資料説明会は開催しない。

(その他)

第20条 この要綱の実施に関し必要な事項は、工事主管局長が定めるものとする。

附 則 (平成23年1月4日 22財経総第1676号)

この要綱は、平成23年1月4日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日 22財経総第2333号)

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月25日 25財経総第190号)

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月7日 25財経総第2288号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 18 日 27 財経総第 2227 号）
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

	評価項目	評価点	満点(点)		業種別の設定*			備考
					建築 工事	土木 工事	設備 工事	
企業の技術力	企業の同種工事等の実績	企業の実績点	2	19	◎			
	過去の工事成績評定	工事成績評価点	16		◎			
	企業の優良工事表彰の実績	企業の優良工事表彰の実績点	2		◎			
	配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点	3		◎			
	配置予定技術者の同種工事等の実績	配置予定技術者の実績点	3		◎			
	配置予定技術者の優良工事の実績	配置予定技術者の優良工事の実績点	3		◎			
企業の信頼性・社会性	事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点	-3	-3	◎			有る場合に減点
	地域における実績	地域における実績点	1	2	○	○	○	選択対象の評価項目 (このうち2つを選択)
	災害協定等の締結の有無	災害協定締結の実績点	1		○	○	○	
	単価契約工事又は緊急施工工事の実績	単価契約工事又は緊急施工工事の実績点	1		-	○	-	
	ISO9001又は14001認証取得の有無	ISO9001又は14001認証取得の実績点	1		○	○	○	
	地域内における本店又は営業所所在の有無	地域内における本店又は営業所所在の実績点	1		○	○	○	
	環境への配慮実績	環境への配慮の実績点	0.5	0.5	◎			複数の実績を有する場合でも0.5点とする。
	雇用・就業への配慮実績	障害者雇用の実績点	0.5		◎			
	仕事と家庭の両立支援配慮実績	「東京ワークライフ・バランス認定企業」の実績点	0.5		◎			
	女性の活躍推進の実績	女性活躍推進の実績点	0.5		◎			
技術点の上限：30点								

※凡例：◎必須の評価項目、○選択対象の評価項目

別表 2

工事成績評定通知書の総評定点の平均	工事成績評価点
0 点 以 上 40 点 未 満	0
40 点 以 上 60 点 未 満	1
60 点 以 上 62.5 点 未 満	3
62.5 点 以 上 65 点 未 満	5
65 点 以 上 66.5 点 未 満	7
66.5 点 以 上 68 点 未 満	8
68 点 以 上 69.5 点 未 満	9
69.5 点 以 上 71 点 未 満	10
71 点 以 上 72.5 点 未 満	11
72.5 点 以 上 75 点 未 満	12
75 点 以 上 77.5 点 未 満	13
77.5 点 以 上 80 点 未 満	14
80 点 以 上 100 点 以 下	15

建設局技術実績評価型総合評価方式試行実施要領

平成 23 年 8 月 1 日

23 建総用第 408 号

第 1 趣旨

この要領（以下「試行実施要領」という。）は、東京都技術実績評価型総合評価方式試行要綱（平成 23 年 6 月 1 日付改正 22 財経総第 2333 号。以下「試行要綱」という。）第 4 条及び第 20 条に基づき、当局が発注する建設工事において、技術実績評価型総合評価方式を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

第 2 試行対象工事の決定に係る方針

1 技術実績評価型総合評価方式の試行対象工事は、予定価格が試行要綱第 3 条 1 項に規定するもののうち、原則として、東京都建設工事等競争入札参加資格の業種（以下、「業種」という。）が土木工事にあつては、道路舗装工事、橋りょう工事、河川工事、水道施設工事、下水道施設工事、一般土木工事、しゅんせつ、造園、橋りょう塗装、鋼けた及び PC けた、建築工事にあつては、建築工事、設備工事にあつては、電気工事、給排水衛生工事及び空調工事の工事案件から選定する。

なお、その他の業種から施行対象工事を選定する場合は、総務部用度課及び同技術管理課へあらかじめ協議をおこなうものとする。

2 具体的な試行対象工事の決定は局長が行い、財務局長に通知するものとする。

第 3 技術点の評価項目の選択に係る方針

試行要綱第 14 条第 5 項及び同条第 6 項に規定する選択対象の評価項目は、業種ごとに別紙 1 に掲げるとおりとする。

第 4 学識経験を有する者の選任

1 試行要綱第 9 条第 1 項（試行実施要領を定めるにあたり留意すべき事項を除く）及び同条第 2 項に規定する学識経験を有する者の意見聴取は、別に定める「局内部職員をもって充てる学識経験者」が行うものとする。

2 試行要綱第 9 条第 1 項（試行実施要領を定めるにあたり留意すべき事項を除く）の意見聴取の方法は、試行対象工事ごとの起工時に、当該工事の起工文書に学識経験を有する者の意見聴取欄を設けて行うものとする。

試行要綱第 9 条第 2 項の意見聴取の方法は、試行対象工事ごとの開札日同日に、総合評価の結果と落札予定者を入札結果通知書及び入札経過調書（評価値入り）により通知することをもって行うものとする。

第5 資料の提出様式

1 試行要綱第 11 条に規定する競争入札参加希望者が提出する技術点の評価項目ごとの評価点を示す資料は、次の各号に定める様式による。

- (1) 「過去の工事成績評定」 申告書 (様式 1)
- (2) 「技術点に係る資料の提出について」 (様式 2)
- (3) 「企業の同種工事等の実績」 申告書 (様式 3)
- (4) 「企業の優良工事表彰の実績」 申告書 (様式 3)
- (5) 「配置予定技術者の保有する資格」 申告書 (様式 4)
- (6) 「配置予定技術者の同種工事等の実績」 申告書 (様式 4)
- (7) 「配置予定技術者の優良工事の実績」 申告書 (様式 4)
- (8) 「事故及び不誠実な行為の有無」 申告書 (様式 5)
- (9) 「地域における実績」 申告書 (様式 6)
- (10) 「災害協定等の締結の有無」 申告書 (様式 7)
- (11) 「単価契約工事又は緊急施行工事の実績」 申告書 (様式 8)
- (12) 「ISO9001 又は 14001 の認証取得の有無」 申告書 (様式 9)
- (13) 「地域内における本店又は営業所所在の有無」 申告書 (様式 10)
- (14) 「環境への配慮実績」 申告書 (様式 11)
- (15) 「雇用・就業への配慮実績」 申告書 (様式 12)
- (16) 「仕事と家庭の両立支援配慮実績」 申告書 (様式 13)
- (17) 「女性活躍推進の実績」 申告書 (様式 14)

第6 入札経過調書の作成・公表

技術実績評価型総合評価方式による入札結果の公表については、落札者の決定の後、競争入札参加者ごとの入札金額、価格点、技術点及び評価値を記載した入札経過調書を作成し、これを添付して公表するものとする。

附 則 (平成 23 年 8 月 1 日 23 建総用第 408 号)

この要領は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 30 日 27 建総用第 1030 号)

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別紙1 (発注業種別選択項目表)

発注業種別選択項目表

		発注業種				
		土木			建築	設備
		土木 工事	舗装 工事	その 他工 事	建築 工事	設備 工事
		事、事、工橋、 一、事、り、 般、下、水、水、 土、道、道、道、 木、施、施、施、 工、設、設、設、 事、工、工、工、 事、工、工、工、 河川	道 路 舗 装 工 事	た、橋、造 、り、園、 P、よ、し C、う、ゆ け、た、装、 鋼、け	建 築 工 事	生、電 工、気 事、工 、事、 空、給 調、排 工、水 事、衛
選 択 評 価 項 目	地域における実績	○	○	○	○	○
	災害協定等の締結の有無	○	—	—	—	—
	単価契約工事又は緊急 施行工事の実績	—	○	—	—	—
	品質管理又は環境マネジ メントシステムの取組 (ISO9001又は14001の認 証取得)の有無	—	—	○	○	○
	地域内における本店又 は営業所の所在の有無	—	—	—	—	—

※上記の業種以外から試行対象工事を選定する場合、選択項目は別途協議するものとする。

契約内容の変更について

(1回目)

平成30年2月23日
財 務 局

件名	妙見島防潮堤建設工事(その14-3)		
履行場所	東京都江戸川区東葛西三丁目地内		
種別	河川工事		
概要	<p>施工延長 L=165m 河川土工 水中掘削工 3,033m³、土砂運搬工(しゅんせつ土砂) 2,850m³、中詰工 3,560m³ 地盤改良工 深層混合処理工(φ1,000 L=3.0m~13.1m) 936本、高圧噴射処理工(φ700 L=3.0m) 608本 防潮堤工 防潮堤工 112m 防潮堤基礎工 鋼管杭打込工(φ800~900 L=31.0m~32.0m) 61本、鋼矢板圧入工(10H型 L=15.0m) 125枚、タイロッド設置工(φ42 L=2.5m~5.0m) 36組、笠コンクリート工 112m 根固め工 捨石工 1,200m³ 船舶施設工 クレーン基礎設置工 1基、給油取扱施設設置工 1基、浮桟橋等設置工 1基 付帯工 一式 撤去工 一式 雑工 一式 仮設工 一式 処分工 一式</p>		
着手の時期	平成29年 7月 7日		
完成の時期	平成31年2月28日 (ただし、船舶施設工については平成30年5月22日まで)		
	(変更前) 平成31年2月28日 (ただし、船舶施設工については平成30年4月27日まで)		
契約の相手方	住所	東京都江東区木場五丁目5番2号	
	商号又は名称	森本・東建設共同企業体 代表者 株式会社森本組	
契約金額	既定	変更	増△減
	849,420,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 62,920,000円)	855,453,960円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 63,366,960円)	6,033,960円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 446,960円)
変更の理由	<p>主な変更理由は以下のとおり 施工に当たり、暫定係留施設に一時的に船舶を移動させる計画であったが、係留バースの河床不陸があり船舶を係留できないことが判明した。このため、河床高調査及び河床整正を行う。また、河床整正のためのバックホウ船回航費及び作業時の警戒船を追加計上する。 上記の理由により契約金額を変更するとともに、増工のため、一部しゅん功部分の船舶施設工の工期を延伸する。</p>		

契約内容の変更について

(2回目)

平成30年5月15日
財務局

件名	妙見島防潮堤建設工事(その14-3)		
履行場所	東京都江戸川区東葛西三丁目地内		
種別	河川工事		
概要	<p>施工延長 L=165m 河川土工 水中掘削工 3,033m³、土砂運搬工(しゅんせつ土砂) 2,850m³、中詰工 3,550m³ 地盤改良工 深層混合処理工(φ1,000 L=3.0m~13.1m) 936本、高圧噴射処理工(φ700 L=3.0m) 608本 防潮堤工 防潮堤工 112m 防潮堤基礎工 鋼管杭打込工(φ800~900 L=31.0m~32.0m) 61本、鋼矢板圧入工(10H型 L=15.0m) 125枚、タイロッド設置工(φ42 L=2.5m~5.0m) 36組、笠コンクリート工 112m 根固め工 捨石工 1,200m³ 船舶施設工 クレーン基礎設置工 1基、給油取扱施設設置工 1基、浮桟橋等設置工 1基 付帯工 一式 撤去工 一式 雑工 一式 仮設工 一式 処分工 一式</p>		
着手の時期	平成29年7月7日		
完成の時期	平成31年6月10日 (ただし、船舶施設工については平成30年8月27日まで)		
	(変更前) 平成31年2月28日 (ただし、船舶施設工については平成30年5月22日まで)		
契約の相手方	住所	東京都江東区木場五丁目5番2号	
	商号又は名称	森本・東建設共同企業体 代表者 株式会社森本組	
契約金額	既定	変更	増△減
	855,453,960円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 63,366,960円)	879,175,080円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 65,124,080円)	23,721,120円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 1,757,120円)
変更の理由	<p>主な変更理由は以下のとおり。 ①基礎杭の施工にあたり事前ボーリングを実施したところ、鋼管杭の支持層が当初想定した箇所よりも深いことが判明したため、基礎杭の構造について再検討した結果、鋼管杭の杭長を長くすることにより、支持層までの根入れを確保することとした。 ②基礎杭の構造の再検討及び基礎杭の制作等に時間を要した。 ①の理由により契約金額を変更するとともに、②の理由により工期(一部しゅん工部分の船舶施設工含む)の工期を延期する。</p>		

契約内容の変更について

(3回目)

平成30年8月20日
財務局

件名	妙見島防潮堤建設工事(その14-3)		
履行場所	東京都江戸川区東葛西三丁目地内		
種別	河川工事		
概要	<p>施工延長 L=165m 河川土工 水中掘削工 3,033m³、土砂運搬工(しゅんせつ土砂) 2,850m³、中詰工 3,550m³ 地盤改良工 深層混合処理工(φ1,000 L=3.0m~13.1m) 936本、高圧噴射処理工(φ700 L=3.0m) 808本 防潮堤工 防潮堤工 112m 防潮堤基礎工 鋼管杭打込工(φ800~900 L=31.0m~32.0m) 61本、鋼矢板圧入工(10H型 L=16.0m) 126枚、タイロッド設置工(φ42 L=2.5m~5.0m) 36組、笠コンクリート工 112m 根固め工 捨石工 1,200m³ 船舶施設工 クレーン基礎設置工 1基、給油取扱施設設置工 1基、浮桟橋等設置工 1基 付帯工 一式 撤去工 一式 雑工 一式 仮設工 一式 処分工 一式</p>		
着手の時期	平成29年7月7日		
完成の時期	平成31年6月10日 (ただし、船舶施設工については平成30年8月31日まで)		
	(変更前) 平成31年6月10日 (ただし、船舶施設工については平成30年8月27日まで)		
契約の相手方	住所	東京都江東区木場五丁目5番2号	
	商号又は名称	森本・東建設共同企業体 代表者 株式会社森本組	
契約金額	既定	変更	増△減
	879,175,080円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 65,124,080円)	1,002,487,320円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 74,258,320円)	123,312,240円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 9,134,240円)
変更の理由	<p>主な変更理由は以下のとおり。 ①クレーン施設基礎の構築に当たり、既設船舶給油施設が支障となることから、別箇所に給油施設を移設するが、土留め鋼矢板を打設したところ、地中に支障物が残置され打設できないことから、BG工法により支障物の撤去を行う。 ②クレーン施設基礎の構築に当たり、既設給油撤去を行うが、土留め鋼矢板を打設したところ、地中に支障物が残置されていたことから、BG工法により施設の撤去を行う。 ③民間マリーナ施設より夏季繁忙期における船舶の出し入れを頻繁に行う時間帯での工事施工について制限するよう強い要望があったため、笠コンクリート・船舶施設工の施工に遅れが生じた。 ①②の理由により契約金額を変更するとともに、③の理由により工期(一部しゅん工部分の船舶施設工)を延伸する。</p>		

議案1

入札情報サービス

第1回 入札経過調書

第1回

落札者情報						
落札項目	落札内容					
契約部署	財務局経理部契約第一課					
契約番号	27-00485					
開札日時	平成27年10月29日 午前9時30分					
開札場所	都庁第一本庁舎北側4階 第二入札室					
件名	【電子】妙見島防潮堤建設工事(その14)					
予定価格	897,573,960円					
落札者氏名	不調					
落札金額						
公表通知書						
入札経過情報						
No	入札者氏名	入札金額	価格点	技術点	評価値	備考
1	森本・アクアスペース建設共同企業体	辞退				
2	東洋・古川建設共同企業体	辞退				
ハッシュ値一覧						
記事	履行場所 東京都江戸川区東葛西三丁目地内 工事概要 施工延長 L=112m 河川土工 地盤改良工 防潮堤工 防潮堤基礎工 根固め工 船舶施設工 付帯工 一式 撤去工 一式 雑工 一式 仮設工 一式 処分工 一式 工期 契約確定の日から平成29年3月14日まで 価格点及び評価値は、入札金額を本案件公表事項に基づき換算した点数を、小数点第四位までで表示している(ただし、小数点以下第五位以降の桁で評価値を判定した場合には、判定した桁までで表示している。)。					

← 一覧画面へ戻る

※ 当該案件を平成27年度に
 発注した際の入札経過調書
 (発注1回目)

第1回 入札経過調書

第1回

落札者情報	
落札項目	落札内容
契約部署	財務局経理部契約第一課
契約番号	28-00307
開札日時	平成28年9月15日 午前9時30分
開札場所	都庁第一本庁舎北側4階 第二入札室
件名	【電子】妙見島防潮堤建設工事(その14-2)
予定価格	828,666,720円
落札者氏名	森本アクト
落札金額	
公表通知書	

入札経過情報						
No	入札者氏名	入札金額	価格点	技術点	評価値	備考
1	森本・アクアスペース建設共同企業体	辞退				

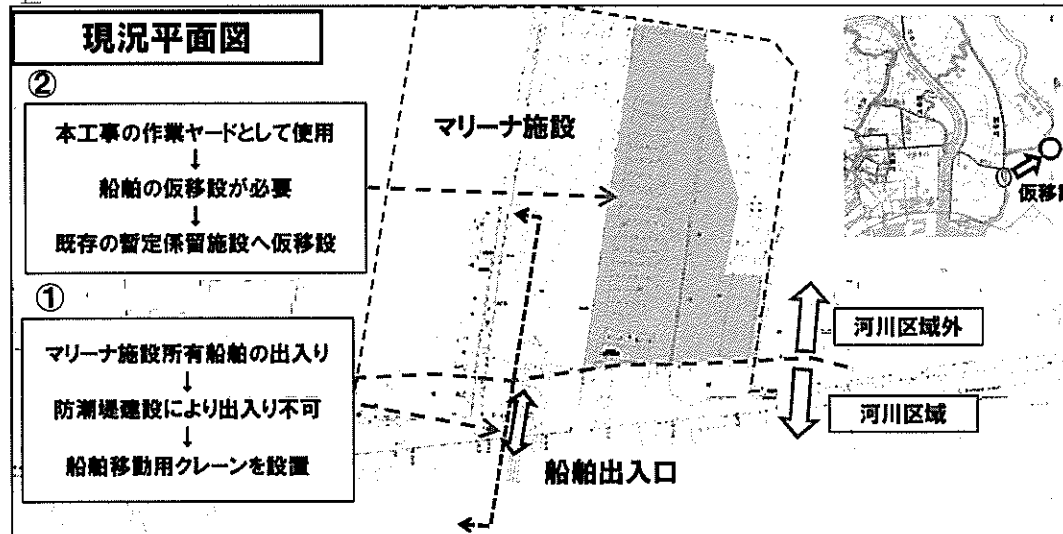
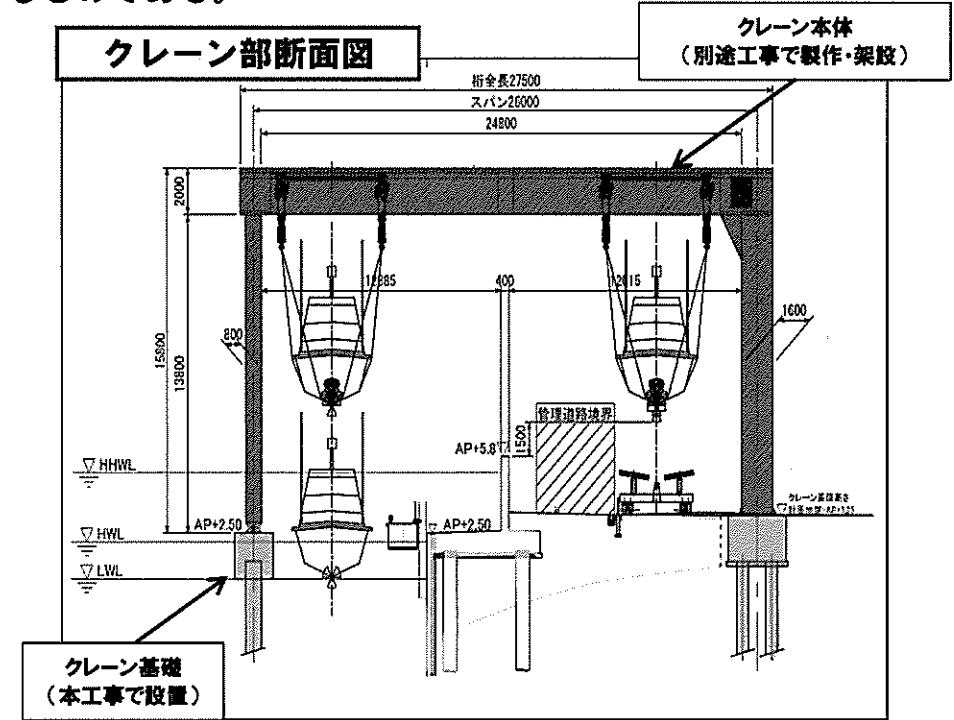
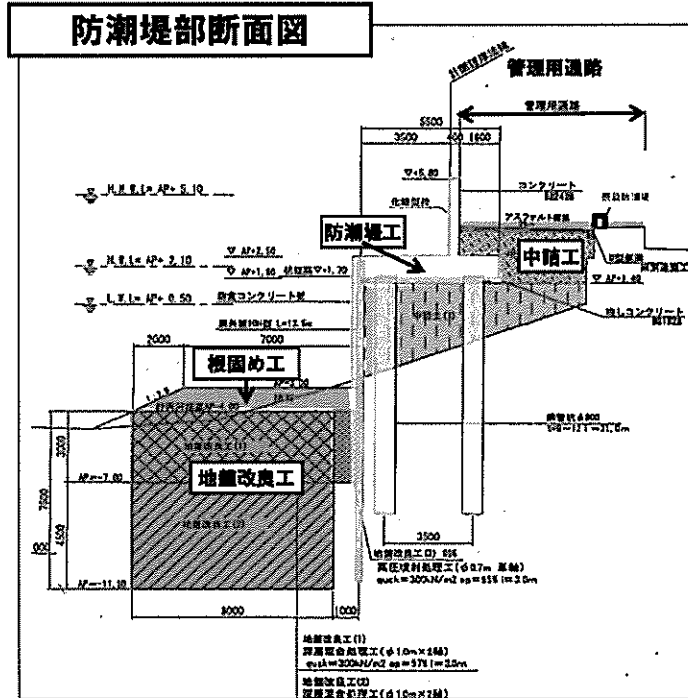
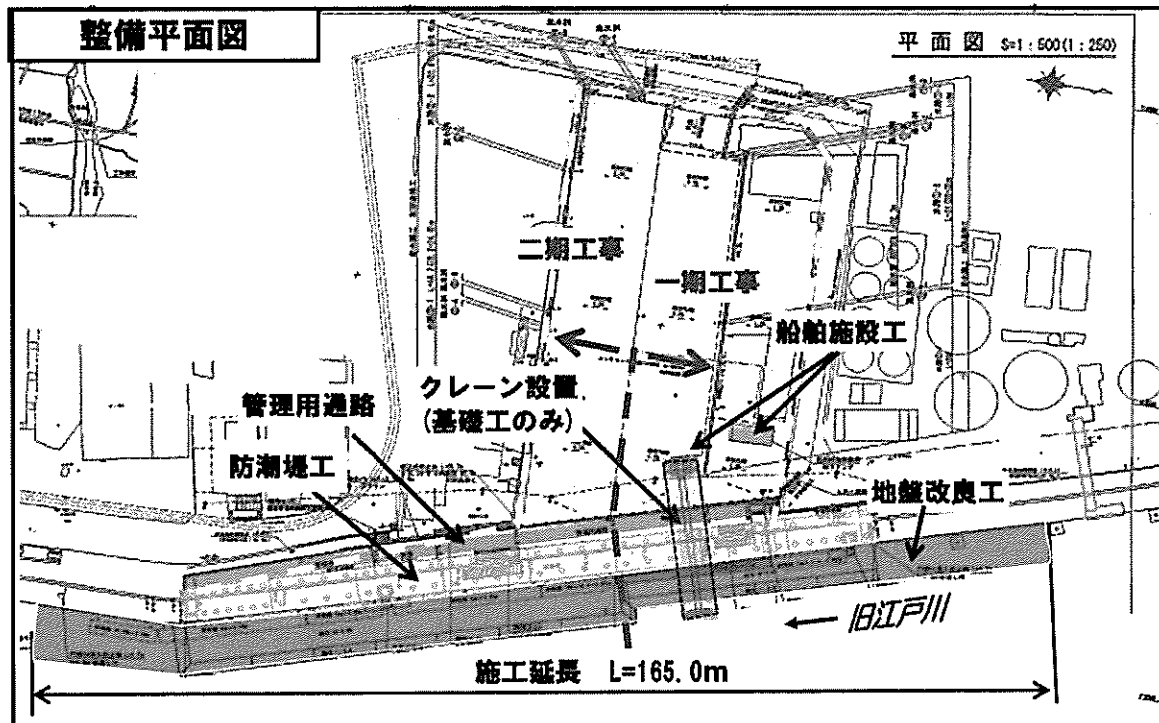
記事	履行場所	東京都江戸川区東葛西三丁目地内
	工事概要	施工延長 L=165m 河川土工 水中掘削工 3,062m ³ 土砂運搬工 2,880m ³ 中詰工 3,540m ³ 地盤改良工 深層混合処理工(φ1,000 L=3.0m~8.5m) 940本 高圧噴射 処理工(φ700 L=3.0m) 608本 防潮堤工 防潮堤工 112m 防潮堤基礎工 根固め工 捨石工 1,210m ³ 船舶施設工 クレーン基礎設置工 1基 給油取扱施設設置工 1基 浮棧橋 工 1基 付帯工一式 撤去工一式 雑工一式 仮設工一式 処分工一式 工期 契約確定の日から平成30年3月14日まで 価格点及び評価値は、入札金額を本案件公表事項に基づき換算した点数を、小数点第四位 までで表示している(ただし、小数点以下第五位以降の桁で評価値を判定した場合には、判 定した桁までで表示している。)。

← 前画面へ戻る

※当該案件を平成28年度に
発注した際の入札経過調書
(発注2回)

妙見島防潮堤建設工事（その14-3）

工事目的 本工事は、河川法に規定される「中川・綾瀬川圏域河川整備計画」に基づき、防潮堤建設及び耐震補強を実施するものである。



河川工事に伴う附帯工事の考え方

- 河川法第19条「附帯工事の施行」
 - 河川管理者は、河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事を当該河川工事とあわせて施行することができる。
- 河川法第68条第一項「附帯工事に要する費用」
 - 河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、…、その必要を生じた限度において、…当該河川工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。
- 河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則【昭和40年6月12日建設省令第20号】
 - 河川附帯工事に要する費用のうち当該河川工事の費用を負担すべき者の負担する費用の額は、当該附帯工事に係る工作物の従前の機能を保持するために必要な費用(従前の構造によることが困難又は不適当な場合においては、これに変わるべき必要な費用)の額の範囲内である。

今回の論点

- 河川使用しているのは工作物設置者であり、使用許可を取消し、防潮堤建設を行えば良かったのではないかと。
 - 上記のとおり、河川法では、「河川工事により必要を生じた他の工事」とされており、当該附帯工事が河川工事を直接の原因として必要を生じたものであることから、その原因者の側(河川工事について費用を負担すべき都)が機能を補償するのは一般的である。
- 補償の内容について過大ではないか。また、従前のクレーンを移設すればよいのではないかと。
 - 防潮堤を建設することにより揚程(船舶を持ち上げられる高さ)等が不足し船舶の移動が出来ないことから、従前のクレーンを移設するのでは機能補償が成されない。そのため、防潮堤建設後においても従前のような船舶の出入りを行うには、船舶移動用クレーンを新たに設置するほかなく、それに要する費用は原因者の側(河川工事について費用を負担する都)で負担することは妥当である。
- 金銭補償ではなく代行工事を行った理由は、
 - 防潮堤建設工事とクレーン施設工事は同時並行で工事を施工する必要があり、マリーナ側が自らクレーン工事を施工するよりも河川工事と併せて施工の方が合理的であることなどから、マリーナ側と協議し、補償代行工事として河川管理者が施工を行うこととした。

